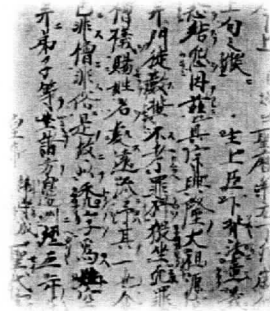


靖国問題研究班報告

◆ 昨年の教化委員会幹事会において、御影堂に掛けられている「見真額」の問題について、靖国問題研究班で資料収集等基礎学習



を行ってからの学習の場を持つことが確認されて約一年が経過した。◆ 学習の場は現在未定であるが、靖国問題研究班での学習資料、宗議会への請願書・教区会での議員提案書の紹介を通して「見真額」の問題について考察し、またこの問題への教団の動向についても紹介してみたい。

見真大師号と勅額の問題

靖国問題研究班班長 宮本亮一

- 一 内局巡回での問題提起
- 二 教区教化委員会幹事会での意見
- 三 井上鋭夫『本願寺』
- 四 鶴見晃「見真大師号と勅額」
- 五 鶴見晃「見真大師号と勅額(続)」
- 六 辻善之助『本願寺論』
- 七 宗議会への請願書
- 八 宗議会議員の視点
- 九 教区会での議員提案書
- 十 教団問題を考える視座(提言の紹介)

一 内局巡回での問題提起

二〇〇九年一月一六日午後二時から高田別院会館御食堂を会場に「内局巡回」が開催された。本山からは不破参務、佐々木大谷祖廟事務所長、信國御遠忌本部事務室次長の三名が出向され、

- (1) 御遠忌お待ち受け後期の課題と真宗同朋会運動五〇年に向けて
- (2) 宗祖御遠忌法要「基本計画書」の説明(御遠忌法要及び記念行事策定の基本方針並びに御遠忌法要儀式の基本理念を中心に)
- (3) 御遠忌団体参拝の願い
- (4) 宗祖御遠忌法要「実施計画書」策定に向けた聞き取り
(「高田教区内局巡回」資料)

についての説明が行われた。

説明後の「質疑応答・聞き取り」では、御遠忌法要に向けての私たちの姿勢や取り組み方に関する質問や意見が出され、「五〇年前の七〇〇回御遠忌では団参する列車の中で教化伝道が熱く行われていたが、今回はバスの中や宿舍での教化伝道は考えているのか」という発言もあった。さらには「御遠忌法要をお迎えしようとする私たち一人ひとりに問われているのは五〇年に一度の慚愧ざんきということではないのか」という問いかけもあった。

この「慚愧」という言葉からは、先の蓮如上人五百回御遠忌法要に向けて平野修(九州大谷短期大学教授)氏が遺された「慚愧の御遠忌」という言葉を憶い起こすのであるが、それは宗祖親鸞聖人がわれわれに教えられる根源的な視座でもある。

この「質疑応答・聞き取り」のなかで「見真額」についての質問が出された。それは「見真額が今も御影堂に掛けられているのは問題ではないのか。このたびの御遠忌法要をお迎えする前に下ろしたかどうか」という内容であった。「見真額」については以前から問題にされていることであるが、この時の不破参務の応えは「その問題は内局でも協議をしている」ということであった。また「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋くじゅうの選択であった」という説明であった。

しかし、本当に「苦渋の選択であった」と言えるであろうか。「苦渋の選択」とはどのような「苦渋」であったのか。その歴史的な経緯ははたしてどうであったのかということについてはあとで考えたいが、現代に生きるわれわれが、今、「見真額」を下ろすことを決断して下ろすことはできないことではないであろう。宗祖親鸞聖人七五〇回御遠忌をお迎えする今だからこそ、その決断は大きな意義をもつことになると考えられる。

内局ではいったいどのような議論が行われているのだろうか。いずれにしても「慚愧」からの議論が願われる。

平野修先生が遺されたのは次の言葉である。

この親鸞聖人の御遠忌と、蓮如上人の御遠忌ということについて、私は親鸞聖人の御遠忌については、これは讃嘆の御遠忌である。この方がもしおいでにならなかつたならば、ついに日本人は自分自身ということを知ることがなかったであろう。そういう点では親鸞聖人の御遠忌を迎えるということについては、これは始めも中も終わりも讃嘆である。

蓮如上人の御遠忌はどう考えるか。蓮如上人の御遠忌を讃嘆の御遠忌として考えようとするから無理がきます。

大体何処かで軽んじていて讃嘆なんか出来るはずがありません。ですから蓮如上人については讃嘆の御遠忌ではありません。逆です。むしろ親鸞聖人のお心というものを最も深く了解され、それをさりげなく表現していかれたということについて、たということについて、こちら側はずうつと見過ごして来た。いろんな事情があったにしろ、「親鸞聖人と比べて蓮如は、」ということ、言ってみれば劣ったものとして、ずうつと受けとめてきた。しかし、よくよく尋ねてみれば、それはこちら側がそういうふうにしてきたのでした。蓮如が親鸞から受け継いだもの、それを我々の方が受けとらずに、またいろんな事情から受け取れなかったために、真宗は蓮如以降、衰退した、と言えようかと思えます。

その意味では、蓮如上人に対して我々は慚愧すべきである。まことにすまないことをしてきたわけです。蓮如が親鸞から受けとめたものを我々の方が受け継がなかったわけです。

(『慚愧の御遠忌』御文』五帖目一・五・十
通聴記』同朋共学研修会 六三〇六四頁)

ここに「親鸞聖人のお心というものを最も深く了解され、それをさりげなく表現していかれたということについて、こちら側はずうつと見過ごしてきた」、その意味で蓮如上人に対する「慚愧の御遠忌」であると述べられている。そして親鸞聖人の御遠忌は「讃嘆の御遠忌」であるといわれ、「この方がもしおいでになられなかったならば、ついに日本人は自分自身ということを知ることがなかったであろう」と述べられている。

その「自分自身を知る」ことについては、「我が力で我が身を助け遂ぐることは全く出来ない。そういう自分をここに生きていたということに目覚めさせることが「念仏せよ」

という仰せのいわれである。そこに我が身を、「愚劣」というふうにして了解出来る我が身との出会いというものがある(同七七頁)と教えてくださっている。

ところで、親鸞聖人は『尊号真像銘文(本)』に、「称仏六字」というのは、南無阿彌陀仏の六字をと成るなり。「即嘆仏」というのは、すなわち南無阿彌陀仏とならば、仏をほめたてまつるに成るとなり、また「即懺悔」というのは、南無阿彌陀仏とならば、すなわち無始よりこのかたの罪業を懺悔するに成るともすなり。「即発願回向」というのは、南無阿彌陀仏とならば、すなわち安楽浄土に往生せんとおもうに成るなり。また一切衆生にこの功德をあたはるに成るとなり。

(真宗聖典五二〇頁)

と解釈をほどこされている。すると「讃嘆」と「懺愧(懺悔)」とは別のことではなく、蓮如上人への「懺愧」とは蓮如上人への「讃嘆」のところに開かれてくる世界であり、親鸞聖人への「讃嘆」とは親鸞聖人への「懺愧」が明らかにされてくことに他ならないということになる。

「称仏六字」にたまわる「即嘆仏」「即懺悔」「即発願回向」のところには、深く「自分自身を知る」「世界との出会いがあり、それが「宗祖としての親鸞聖人」との出遇いということになるのではないだろうか。

そこに「本願念仏に生きる人の誕生」と「真宗の仏事の回復」があるといえるであろう。

二 教区教化委員会幹事会での意見

「内局巡回」後の二月五日午後一時三十分から高田別院会館図書資料室で「教区教化委員会幹事会」が開催された。その協議案件(5)「その他」のなかで、

内局巡回の際提起された大師号について、教化委員会としても学習の場を持つてはどうか。すぐに教化委員会として行うのではなく、靖国問題研究班などで資料収集等基礎学習を行つてから学習の場を持つことにする。本山に対して要望書を提出することも視野に入れつつ学習を行う。教区会でも議員提案したい。

(「教区教化委員会幹事会要録」)

という意見が出された。

重要な問題なので各教化部門でもこのことを課題として考えていたのだという思いは伝えたいが、靖国問題研究班では参考文献や史料の蒐集を呼びかけ、それをもとに基礎学習することにした。学習会は三月から六月までの間に四回開催し、三回は文献と史料を讀んでの学習を行い、四回は靖国問題公開講座の講師であった大東仁氏から講座前の時間を利用して問題提起をしていただいた。

また、「本山に対して要望書を提出することも視野に入れつつ学習を行う。教区会でも議員提案したい(前同)」に関しては、六月の宗議会に間に合うように請願書を作成し、有志の方々から賛同人になっていただいで請願委員会へ提出することができた。さらに教区会でも議員提案することができた。

教区会での議員提案は多数で採択されたが、宗議会への請願書は、請願(1)が全会一致で、請願(2)が多数で請願委員会を通過して議会の議に付することにはなったが、本会議では採択されなかった。これらのことについてもあとで報告したい。

ところで、二〇〇七年に「御流罪八〇〇年—親鸞の道を生きる—」をテーマに厳修された高田教区宗祖親鸞聖人七五〇回御遠忌お待ち受け「越後御流罪八〇〇年法要」を通して、いった何が私たちに明らかになったのだろうか。それとも何も明らかにならないまま法要だけが過ぎ去っていったのだろうか。

越後流罪という厳しい法難を生きた宗祖親鸞聖人の道を生きる—、とはどういうことであるのか。

それは、「この身」「この世」の姿がどこまでも本願念仏の教えに照らし出され、そこにわれわれのさまざまな課題が明らかにされてくることではないだろうか。われわれ一人ひとりの本願念仏の教えとの出会いが問われ、われわれがつくり出している教団の在り方が問われ、われわれが生きた世界が問われているのではないだろうか。

今、流罪を生きたられた親鸞聖人を宗祖とする教団であったことに立ち帰るとき、そこに見えてくるさまざまな課題のなかに、「見真額」の問題もまた見えてくるに違いない。

なお、ここに紹介する基礎学習での参考文献は、

1. 井上鋭夫「親鸞大師号と収賄事件」
〔『本願寺』講談社学術文庫〕
2. 鶴見 晃「見真大師号と勅額」
〔『教化研究』第一三三三号・教学研究社〕
3. 鶴見 晃「見真大師号と勅額（続）」
〔『教化研究』第一三四号・教学研究社〕
4. 辻善之助「本願寺論」
〔『日本仏教史研究』第五巻・岩波書店〕

であるが、その基になるのは辻善之助『本願寺論』である。赤松俊秀（大谷大学教授）氏は、辻善之助氏について次の

ように記されている。

（辻善之助博士の親鸞聖人の筆跡研究）『親鸞伝絵』『尊卑分脈』も史料として頼むに足らなくなつたとすると、親鸞の実在を証明するには、信頼するに足る自筆の存在を確認する以外にはない。その点について画期的な業績をあげたのは、大正九年（一九二〇）に著書『親鸞聖人筆跡の研究』を著わした故辻善之助博士である。博士は東西両本願寺（京都市下京区）・専修寺（三重県津市一身体町）などの宝物のうちで親鸞自筆といわれているものを残らず調査し、それを基にして親鸞独特の筆致を明らかにし自筆として信用できるものを選び出した。そのなかには、今日の進んだ研究からすると、親鸞の自筆とは認められないものも含まれているが、それは一小部分である。東本願寺所蔵の『教行信証』（坂東本）も親鸞自筆であることが認められ、かつて長沼博士が疑った親鸞の自叙伝の部分も他の部分同様に親鸞の自筆であることが明らかにされた。（七箇条起請の純空の署名は自筆）辻博士の研究でいま一つ重要なことは、天台宗の寺院二尊院（京都市右京区）に現存する『源空七箇条起請』に見えている「僧純空」の署名を親鸞の自筆と認められたことである。この起請は、親鸞が源空の門下であったことを証明する唯一の宗外史料であるが、「僧純空」の署名は、その下に消された署名のあとがあり、書き直されたものであるから信頼できない、といわれていたものである。それが辻博士によつて、そのような書き直しがなく親鸞の自筆であることが確実になったことは、問題の多い源空と親鸞の関係を明らかにする手がかりを見いだしたことになる。

〔『親鸞』吉川弘文館一二頁〜一四頁〕

辻善之助『本願寺論』の文章は昔の文体で読み易いとはいえないがルビを追加してあるので是非読んでいただきたい。

また、宗議会への請願書は

（１）御影堂から見真額を下げることを求める請願

（２）真宗大谷派の歴史を検証できる天牌・見真額等の資料の常設展示することを求める請願

の二つであり、教区会での議員提案書は次のものである。

「諡号額を下げ教団の歴史を検証できる史料として常設展示することすみやかに検討することを求める決議

三 井上鋭夫『本願寺』

「見真額が今も御影堂に掛けられているのは問題ではないか」ということであるが、なぜ問題なのかはもう少しあとで考えてみることにして、「見真大師」という諡号が宣下され、勅額が下賜された歴史的な経緯はどうであったのだろうか。はたして「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋の選択であった」ということであるのだろうか。

靖国問題研究班で学習した文献を紹介しながら考えてみたいが、はじめに井上鋭夫「親鸞大師号と収賄事件」である。これは『本願寺』（講談社学術文庫）のなかの「第五章 幕藩体制と真宗教団 2 東西本願寺の分立」に書かれているものである。この本の解説には草野頭之（大谷大学教授）氏が、『本願寺』は井上氏の代表的研究分野とも言える本願寺・一向一揆研究の端緒となる著作である（二七〇頁）と紹介されている。

なおこれ以下に紹介する文献本文には読み易くするためルビの追加をしている。

親鸞大師号と収賄事件

本願寺は証如のとき九条家の猶子となったが、これ以後経済的に恵まれた本願寺は身分的栄進を渴望してくる。中世では「在家下劣」の門末を抱え、「一向宗」と賤視された劣等感から、他宗にまさる名譽を求める気持ちはさらに強かったと思われる。南都北嶺の仏法者が「高位をもてなす名」とすることを「末法悪世のかなしみ」としたのは親鸞であったが(愚禿悲歎述懐)、「高位」という名譽を得ようとして東西相競う本願寺の愚かさ、この親鸞五百回忌にあたって露呈されたのであった。

宝暦十一年は五百回忌に当たるので、宝暦四年(一七五四)、東・西本願寺は親鸞に大師号を贈られんことを武家伝奏に内談した。しかし東・西本願寺に各別に大師号勅書を一通ずつ下すことはできず、摂政より所司代にこの難点を指摘した。そこで所司代は幕府と連絡の上、表向き本願寺から願い出させるか、願い出ないようにすべきかを朝廷に尋ね、摂政より桃園天皇に伝えたと、大典侍局が故院(桜町天皇)の思召しに、すべて大師号は容易に勅許してはならないということを受けているといったので、本願寺より表向き願い出ないよう所司代に指示が与えられた。そこで所司代は両本願寺に親鸞大師号が願いのようにならないときは、きずがつくということをお願い出を止めさせ、両寺とも了承した(兼胤卿記)。

この件につき、まもなく公家の間に詐欺収賄が行なわれたことが発覚した。東本願寺がはじめ大師号宣下の運動を起こすと、西本願寺の勝手向(會計)をつとめていた加納権大夫が、京都の書家葛烏石とはかって大師号の運動を起こし、

土御門泰邦・園基衡・高辻家長・中山栄親らが収賄したものである。所司代の密告により摂政は九条尚実を通じて西本願寺に事情を訊したところ、最初は躊躇したが、ついに一切を告白した。これによると土御門がまず西本願寺に、東本願寺に大師号勅書の下付が近きことを告げ、西門跡はあわてて、土御門・中山・園・高辻に依頼し、土御門の注意により中山へ絹縮五反、園・高辻へ千疋酒一樽ずつを贈った。やがて中山は困窮を訴え、二十片(二十四)の合力を頼んできたので、本願寺より贈ったところ中山から土御門宛自筆書状を送り、これは本願寺の手に保存してあるというのである。

中山栄親は金子は借用でもらったのではなく、本願寺坊官下間宮内卿に大師号宣下と無関係であるという栄親宛書状を書かせたが、門主の直話と書状が動かぬ証拠となり、有罪は確定的であった。しかし表向きにすれば事態紛糾のおそれもあり、関係者は蟄居・屏居させられて事件は落着した。一方烏石は一向宗の富豪を説いて運動資金約八百両を詐取したといわれる。これについて辻博士は『続談海』から次のような落首を披露しておられる。

(楚) 金の塩かゝるむけんの苦しきは
 (楚) 金がほしさの佐夜の中山(中山栄親)
 今迄は何のそのともおもひしに
 (此の行末は心もとな(園基衡)
 (罪科) つみとがの名も高辻に身の果は
 筑紫へゆかにやならぬ家筋(高辻家長)
 内々の首尾は大形よ勘平
 (大事無) どつこいやらぬ安部の泰邦(土御門泰邦)
 (罪) 肉食で大師なひとてねがへども
 一向ならぬ事もしらん(本願寺)

このうち宝暦八年両本願寺合同で大師号願をなすこととしたが、所司代は「御所表」のさしつかえを理由に却下した。ついで文化五年(一八〇八)、来たる文化八年の五百五十回忌のため大師号運動を起こしたが、叡山では親鸞に大師号を勅免すれば他の大師の威光が薄くなると反対意見を奏し、ために本願寺・専修寺などの願書は却下された。多年の歳月と莫大な運動費によつて親鸞に「見真大師」と諡号が宣下されたのは明治九年のことであった。

(『本願寺』二四五〜二四七頁)

井上鋭夫氏は一九二三年、石川県生まれ。東京大学文学部国史学科卒業。新潟大学教授、金沢大学教授を歴任。専攻は日本中世史。一九七四年没。著書に『一向一揆の研究』『謙信と信玄』『上杉謙信』『新潟県の歴史』『山の民・川の民』などがある(本書著者紹介)。また本書は、一九六二年至文堂より刊行された『本願寺』の増補版(一九六六年刊)を底本とされている。

さて、この文章の二段目に、「宝暦十一年は五百回忌に当たるので、宝暦四年(一七五四)、東・西本願寺は親鸞に大師号を贈られんことを武家伝奏に内談した」とある。

そうすると、「内局巡回」で参務が言われた「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋の選択であった」という発言は問題になるであろう。問題になるのは「苦渋の選択」という表現である。この表現を取って使用しているのかもしれないが、「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋の選択であった」のではなく、「一八七六(明治九年)年に「見真」の大師号が下賜された時を遡ること一二二年前から大師号を「渴仰」していたのである。

大師号を渴仰している姿は、このあとの資料にも紹介されているが、両堂再建当時の叡如上人は「諡号ヲ得ン事二

奔走シ」(『厳如上人逸事記』)た、ということであり、その結果、「特別ノ勸慮ヲ以テ大堂再建ノ為ニ勅額ヲ下シ賜フ旨御沙汰ヲ蒙ラセラル候ニツキ無比洪大ノ天恩ノ程深ク御感佩ナサレ弥以両堂再建ノ時節到来ト重々御満悦ノ事ニ候」(『配紙』)と、「重々御満悦」するまで渴仰は続いてきたことになる。

なぜ「苦渋の選択」という表現が問題なのかということ、「苦渋の選択」と表現されるその「苦渋」とはどのような「苦渋」なのかということである。つまり「両堂再建のためにも」諡号を渴仰しているのに手に入らないという「苦渋」であるのか、それとも「諡号を渴仰などしていないが、(両堂再建のためにも)そうせざるをえないという苦渋」なのか、ということである。

この場合に後者の「諡号を渴仰などしていないが、(両堂再建のためにも)そうせざるをえないという苦渋」をしたということとは当てはまらない。なぜなら、その一二年も前から諡号を渴仰しているからである。

そうすると、その「苦渋」とは前者の「(両堂再建のためにも)諡号を渴仰しているのに手に入らないという苦渋」ということになる。ここに歴史的な経緯を入れてみるとより解り易いであろう。「(一、二、二年も前から諡号を渴仰してきたが叶わず、両堂が消失した今その両堂再建のためにも諡号を渴仰しているのに手に入らないという苦渋」ということになる。このことが問題になるのである。

つまり、両堂再建云々ということ以前に「諡号を渴仰している」ことが問題になるのである。このことが問題にならないのであれば、建物が残るだけで教団の存在意義は消えてしまうのではないだろうか。

明治期の両堂再建のための「朝恩」「天恩」という名目を与えられたというような教団の世俗権威への「すり寄り」論や、明治政府の仏教教団に対する「とり込み工作」論と

いう問題の以前に、教団は諡号を「渴仰」し続けていたということがある。

それが「本願寺は証如のとき九条家の猶子となつたが、これ以後経済的に恵まれた本願寺は身分的榮進を渴仰してくる」ということである。

それを「苦渋の選択」と表現されると、後者の「諡号を渴仰などしていないが、(両堂再建のためにも)そうせざるをえないという苦渋」と錯覚して考えてしまうことになる。実際そのように思い込んでいる人は少なくない。

しかし簡単に言うと、「諡号は(昔から)ほしい。両堂再建は(今すぐ)したい」ということになる。

歴史的な経緯は、一回目が「東・西本願寺に各別に大師号勅書を一通ずつ下すことはできず、摂政より所司代にこの難点を指摘し」、「所司代は両本願寺に親鸞大師号が願いのようにならないときは、きずがつくということ願いを止めさせ、両寺とも了承した」(兼胤卿記)ということ。

その後の二回目が「このち宝暦八年両本願寺合同で大師号願をなすこととしたが、所司代は「御所表」のさしつかえを理由に却下した」。

さらに三回目が「ついで文化五年(一八〇八)、来たる文化八年の五百五十回忌のため大師号運動を起こしたが、叡山では親鸞に大師号を勅免すれば他の大師の威光が薄くなると反対意見を奏し、ために本願寺・専修寺などの願書は却下された」ということである。

その結果、「多年の歳月と莫大な運動費によつて親鸞に「見真大師」と諡号が宣下されたのは明治九年のことであった」という。つまり一二年かけて大師号を渴仰し続けてきたのである。

井上鋭夫『本願寺』からは「見真大師号」の歴史的な経緯をよく教えられるのであるが、問題はそれで終わらないであろう。大事なことは、井上鋭夫氏が「高位」という名

聞を得ようとして東西相競う本願寺の愚かさ、この親鸞五百回忌にあたって露呈されたのであった」と厳しく批判されていることである。この厳しい批判に対するわれわれの「慚愧」はあったのだろうか。

御影堂に「見真額」が掛けられてある限り、教団における「慚愧」は今もつてなされてはいないということの証を内外に示し続けることになるであろう。

「見真額」の問題は、「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋の選択であった」というような表現では決して解決されることのない、宗祖親鸞聖人の教えから厳しく問われている本質的な課題である。

四 鶴見晃「見真大師号と勅額」

次に鶴見晃「見真大師号と勅額」である。これは教学研究所で編集され宗務所から発行されている『教化研究』の第一三三号に掲載されたものである。そのなかの「質問箱」に書かれているもので、見真大師号と勅額に関する歴史的な経緯が整理されている。

なお鶴見晃氏は教学研究所の所員である。

今回の質問箱は、見真大師号と勅額に関して、資料を紹介しつつ、その歴史的経緯に触れることにします。

周知のように、「見真大師」とは一八七六年(明治九)一月二八日、宗祖に贈られた諡号であり、「見真」は『大経』下巻「慧眼真を見て能く彼岸に度す」(聖典五四頁)に拠るといわれている。

この諡号追贈について、『厳如上人御一代記』(大谷大学

真宗総合研究所⁽²⁾には、次のように記録されている。

十一月廿日 法主殿 御召二付御東上。長円立随行。
十一月廿八日 祖師聖人 大師号御宣下。

法主殿、西派大教正殿ト同事御召二付太政官へ出頭ノ処、祖師聖人へ別紙ノ通り大師号御宣下有之。誠

二未曾有ノ慶事ナリ。

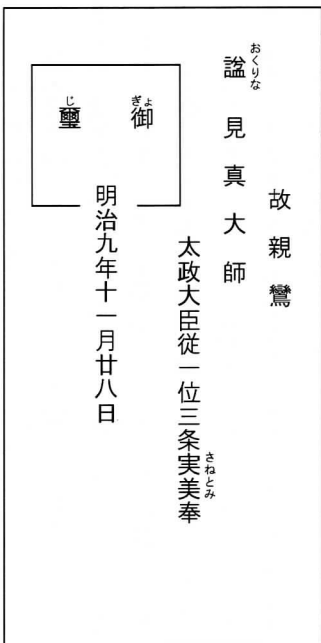
東本願寺住職	大谷	光勝
本願寺住職	大谷	光尊
専修寺住職	常盤井	堯熙
興正寺住職	花園	摂信
仏光寺住職	渋谷	家教
錦織寺住職	木辺	賢慈

今般特旨ヲ以テ其ノ教祖親鸞へ大師号宣下被仰出候事。

明治九年十一月廿八日

太政官

宣旨写



(傍線筆者・『御一代記』Ⅱ・二九四〜二九五頁)

そして『配紙』には翌日付で、

昨二十八日正午十二時

祖師聖人 江大師号

宣下相成候旨東京ヨリ電報有之候條不取敢此段相達候事
寺務所長代理 大講義塚不着

明治九年十一月廿九日

(『配紙』・「宗報」等機関誌復刻版1・二八二頁)

と発表されている。

そもそも宗門にとつて大師号は、一八〇四年(文化元)に宣下を請うて以来の念願であつた。『厳如上人逸事録』(『真宗史料集成』第七巻所収)によれば、一八六一年(万延二、改元して文久元)にも宗祖六〇〇回忌に際し、厳如上人が朝廷・幕府に対し「諡号ヲ得ン事ニ奔走シ」ている(四八四頁)。

しかし、諡号追贈当時の真宗教団は、一八七五年(明治八)に大教院から離脱しており、神道国教化を進める新政府と必ずしもよい関係ではなかつた。そのような時局にあつて、念願であつた諡号追贈の決定であつただけに、厳如上人、そして真宗教団にとつて「未曾有の慶事」であつたのである。東本願寺では、宣旨奉迎式及び法要を翌月ただちに行之、翌一八七七年(明治一〇)四月には勅使を迎えての諡号会を七日間にわたつて執行するなど、天皇・政府のこの決定を盛大に祝賀した。そして、一八七八年(明治一一)には、一般寺院への諡号染筆が許可されたが、当時の執事・篠原順明名で末寺に宛てられた諡号染筆許可の達書には、

天恩ノ隆渥ナルト 祖徳ノ高遠ナルトヲ併セテ不朽
ニ伝ヘ末徒ヲシテ 益崇信ノ念ヲ厚クシ報謝ノ誠ヲ尽
サシメンカ為古来末寺ヘ許可ノ類例モ無之一派ノ重典
ニ候得共今般以特別(後略)

(『配紙』・復刻版1・五八二頁)

と諡号染筆が奨励されており、その際には「天恩」が祖徳と共に強調されていた(礼金は、三ツ狭間大形が一〇〇円、同二番形が七五円、同三番形が五〇円であつた)。

そして諡号宣下から三年、一八七九年(明治一二)五月の内示の後、九月二十九日、「見真」の勅額が下賜された。

今般両堂再建ニ付特別之 思召ヲ以テ

御宸翰 勅額別紙写之通下賜法主殿ニ於テモ深く感戴之事ニ候就テハ来ル十一月三十日右 勅額奉告式執行相成候 条門末參集拜礼可致此段相達候事

但法要式ハ追テ可相達候事

議事

明治十二年十月五日

少教正長 円立

別紙写

東本願寺

勅額 見真

右思召ヲ以下賜候事

明治十二年九月廿九日 宮内省

(『配紙』・復刻版2・一二七頁)

勅額は、一〇月三日篠原順明が東京より奉じて持ち帰り、一二月三〇日下賜を記念する奉告法要が執行された。

この勅額下賜を境に、東本願寺では、滞っていた両堂再建が進みだした。勅額の内示を受けた厳如上人は、一八七九年(明治一二)五月二二日、

本廟再建ノ儀ハ去ル慶応年間 先帝ヨリ 綸旨ヲ賜
リ既ニ其催シニ及ヒシトコロ時勢ノ穩カナラサルニ際
シ不本意ナカラ延引イタセシコト(中略)去ル九日特別
ノ 勅慮ヲ以テ 勅額ヲ下シ賜ハル御沙汰ヲ蒙リ実ニ

1804(文化元)	4・	東本願寺、親鸞の大師号宣下を請う(粟津日記)
	5・7	親鸞の大師号は老中で取扱えない旨、勤修寺家から東本願寺に通達(粟津日記)
1808(文化5)	6・	(西本願寺・専修寺・仏光寺、親鸞の大師号宣下を請う)
1809(文化6)	12・26	京都所司代より、親鸞の大師号内願は困難の旨の幕府の意を東本願寺に通達する(粟津日記)
1811(文化8)	6・	東本願寺、親鸞の大師号宣下について、再び近衛家・所司代酒井氏らに斡旋を依頼する(粟津日記)
1876(明治9)	11・28	宗祖に「見真」の大師号贈られる(配紙)
	12・21	諡号の宣旨報告式ならびに法要勤める(配紙)
1878(明治11)	9・5	末寺安置の宗祖御影へ諡号染筆が許可される(配紙)
	9・14	諡号御影の礼金を定める(配紙)
1879(明治12)	9・29	両堂再建発願に伴い、「見真」の勅額が下賜される(配紙)
		(同日、西本願寺に勅額下賜される)
	10・8	勅額拝受につき、広間に慶悦御礼がある(配紙)
	11・30	勅額奉告式(配紙)
1880(明治13)	4・12	(仏光寺に勅額下賜される)
	4・18	(高田専修寺、勅額奉掲式を行う)
1881(明治14)	2・	(興正寺本常、勅額披露の消息を下す)
	4・4	慧燈大師号宣下につき、寝殿にて親諭ある(配紙)
1882(明治15)	3・22	蓮如へ大師号「慧燈」が宣下されるとともに、山科の蓮如墳墓の地が東西本願寺へ下賜される(配紙)
	5・10	慧燈大師諡号宣旨の両山交替保管を決める(厳記)
1884(明治17)	4・18	慧燈大師諡号供養会(～22日)(配紙)
1981(昭和56)	6・11	新「真宗大谷派宗憲」を公布・施行(真宗)見真大師号及び大師堂の名称を使用せず
1984(昭和59)	4・1	東西本願寺、「宣旨の奉送迎」をこの年から中止
2001(平成13)	7・1	授与物の宗祖聖人御影名称を改正「見真大師」「慧燈大師」「圓光大師」の名称使用を取りやめる(真宗)

朝恩ノ辱ケナキヲ畏リ存スレハカタク、以テ今日更ニ両堂再建ノ儀ヲ発スルアヒタ門葉ノトモカラ其意ヲ体シヨク、外ニハ王法ヲ守リ内ニハ他力ノ信心ヲ決定シテ、仏恩報謝ノ懇念ヨリ取持ノ程深ク相頼事。

(『配紙』・復刻版2・六二頁)

と再建を表明した。厳如上人は先帝からの諭旨、そして内示があった勅額を挙げて「朝恩」を述べ、再建への協力を要請し、寺務所からも、同様に勅額を挙げて、

と「再建ノ時節到来がうたわれた。このように勅額は、両堂の再建事業に「朝恩」「天恩」という大きな名目を与えたのであった。

豈科ンヤ宛モコノ法要ノ時ニアタリ特別ノ觀慮ヲ以テ大堂再建ノ為ニ勅額ヲ下シ賜フ旨御沙汰ヲ蒙ラセラレ候ニツキ無比洪大ノ天恩ノ程深ク御感佩ナサレ弥、以両堂再建ノ時節到来ト重々御満悦ノ事

二候

(『配紙』・復刻版2・六二頁)

この発示を受け、五月

一七日には両堂再建事務局が設置され、五月二十七日には再建についての心得が達せられた。そして勅額下賜の直後に移転・落成した総会所では、早速、毎月二十七日に学師による再建旨趣演説がなされた。当然各地でも同様に演説されたことであろう。こうして宗門は再建に向け急速に動き出したのであった。

以上のように、大師号と勅額の下賜は、維新後の廃仏毀釈や大教院問題という難局の中にあつた教団が、両堂再建という一大事業を進めていくにあたって、重要な契機と

なつたと同時に、その後、宗門が朝命遵奉を強化していった歴史を考える上でも重要な出来事であつたといえる。

注

(1) 死後、生前の功績をたたえてつける称号。

(2) 全一冊、大谷大学図書館蔵。厳如上人時代の一八四六年(弘化三)正月から一八八二年(明治一五)二月に至るまでの宗門の動向を、諸史料によつて記した記録と附録からなる。松本専成の翻刻により『教化研究』二五〇八号まで断片的に掲載された『厳如上人御事績記』(教学研究所蔵)はその異本。

(3) 天皇が詔勅を下すこと。

(4) 天皇の詔をかけた文書。ちなみに、一八八一年(明治一四)には蓮如上人に「慧燈大師」の諡号が追贈され、同時に山科の蓮如墳墓の地が下賜された。宣旨は、東西本願寺で交互に保管するよう命じられ、保管交替にあつては、勅使門から宣旨を送迎する「宣旨の奉送迎の儀」が行われた。式は一八八三年(昭和五八)まで行われ、現在、宣旨は西本願寺に保管されている。

(5) 天皇が書いた額。

(6) 天皇の言葉、詔。

(『教化研究』第一三三三号一六九～一七四頁)

この文章のなかには「念願」と表現されているところが二箇所ある。「そもそも宗門にとつて大師号は、一八〇四年(文化元)に宣下を請うて以来の念願であつた」―これは「一七五四年(宝暦四)に宣下を請うて以来」である―また、「しかし、諡号追贈当時の真宗教団は、一八七五年(明治八)に大教院から離脱しており、神道国教化を進め

る新政府と必ずしもよい関係ではなかった。そのような時局にあって、念願であった謚号追贈の決定であった」と書かれている。

しかし、これは「念願」という表現よりは、先の井上鏡夫「本願寺」から学んで解るように「渴仰」という表現の方が相応しいであろう。

また、「誠二未曾有ノ慶事ナリ」（『厳如上人御一代記』）と傍線を引いてその説明が書かれているが、渴仰していたものが手に入りその思いが満たされれば慶ぶであろうが、問題はその事柄が現在においてどのような課題となつていくのかである。そのことについての言及はない。

同じように、「厳如上人は先帝からの諭旨、そして内示があつた勅額を挙げて「朝恩」を述べ、再建への協力を要請し」、「このように勅額は、両堂の再建事業に「朝恩」二天恩という大きな名目を与えたのであつた」、それが「その後、宗門が朝命遵奉を強化していった歴史を考える上で重要な出来事であつたといえる」と書かれているが、それでは「見真額」が、その後の宗門が朝命遵奉を強化していった歴史を考える上でどのような意味をもつことになつたのであろうか。そのことについての言及もここには見られない。

ところで、ここに紹介されている年表からも「見真額」がなぜ問題であるのかを考えてみたい。年表の一九八一（昭和五六年）六月一日には、

新「真宗大谷派宗憲」を公布・施行（真宗）見真大師号及び大師堂の名称を使用せず。

と示されている。すなわち、新宗憲では「見真大師号」及び「大師堂」の名称は使用しないことを決断したことになる。ここに「見真額」が問題になることの大きな理由の一

つがある。

さらに教団は、二〇〇一（平成一三）年七月一日には、

授与物の宗祖聖人御影名称を改正「見真大師」「慧燈大師」「圓光大師」の名称使用を取りやめる（真宗）。

という決断をしている。

ここに紹介された年表には示されていないが、それではいつから「大師堂」の名称を使用していたのかというと、『本山報告』第四六号に、

○告達第三号

御影堂ヲ自今大師堂ト稱ス

明治廿二年四月十六日

稟命

執事 渥美契縁

（「宗報」等機関誌復刻版3 五五一頁）

とあり、一八八九（明治二二年）にそれまでの「御影堂」という名称が「大師堂」という名称に変えられたことになる。

しかし、それが一九八一（昭和五六年）年の新宗憲によつて、「大師堂」という名称が「御影堂」という名称に戻され、それは約九二年間のことになるが、今は「大師堂」

ではなく「御影堂」である。その「御影堂」に今も「見真額」が掛けられているので、「見真額」が今も御影堂に掛けられているのは問題ではないのか。このたびの御遠忌法要をお迎えする前に下ろしたかどうか」という意見が出されることになる。それはこの新宗憲にもその根拠を持つことになる。

宗祖親鸞聖人七〇〇回御遠忌法要の翌年から開始された真宗同朋会運動のなかで教団のさまざまな問題が課題となつて明らかにされてきたのではないだろうか。そのなかで

本山報告

逓信省認可
第四拾六號
明治二十二年四月二十日

○本山達令

正誤 第四十五號登錄第千號 前任上人二十五年法要制限中一日中
日中總會ノ次左ノ一項ヲ取
午前十時
午後八時

○告達第三號

御影堂ヲ自今大師堂ト稱ス
明治廿二年四月十六日

執事 渥美契縁

○教學部達第三號

明治二十一年二月部達第一號大學寮規則第三章第五款
左ノ通改正ス
明治二十二年四月五日

大學寮規則

第三章 専門科規程
第五款 専門本(副)科試験及等級進退
第四拾六號 明治二十二年四月二十日

第二十二條

- 一、入學試験
- 二、臨時試験
- 三、學期試験
- 四、學年試験
- 五、卒業試験
- 六、修業試験
- 七、退學試験
- 八、再入學試験
- 九、再入學試験
- 十、再入學試験
- 十一、再入學試験
- 十二、再入學試験
- 十三、再入學試験
- 十四、再入學試験
- 十五、再入學試験
- 十六、再入學試験
- 十七、再入學試験
- 十八、再入學試験
- 十九、再入學試験
- 二十、再入學試験

（「宗報」等機関誌復刻版3・551頁）

謚号の「見真大師」問題も課題となり、「見真大師号」「大師堂」「大師堂門」の名称の使用を止め、さらに授与物でもその名称の使用も取り止め、その方向性をもつてきたといえよう。しかしながら、勅額の「見真額」は今も御影堂に掛けられた状態である。

この勅額の「見真額」の問題を克服することは、今回の宗祖親鸞聖人七五〇回御遠忌法要に願われた、真宗門徒にとつての大事な使命の一つではないだろうか。

五 鶴見晃「見真大師号と勅額（続）」

つづいて鶴見晃「見真大師号と勅額（続）」である。これは『教化研究』第一三四号「質問箱」に掲載されたものである。

前回、見真大師号と勅額について、簡単にその経過に触れたわけであるが、今回は、江戸期における祖師大師号願について記しておくことにしたい。

前回この欄で掲載した年表では、江戸期における大師号願いは、一八〇四(文化元)年四月、東本願寺が宣下を請うたのが最初となっていた。これは一八一一年に勤まった親鸞五五〇回忌を意識してのことであつたが、実は、これを遡ること約五十年、親鸞五〇〇回忌の際にも、東西本願寺から願いが出されていた。今回は、この経過に触れることにしたい。

この経過については、当時武家伝奏の要職にあつた准大臣広橋兼胤(一七二五—一七八二)という人物の日記に詳しく記されている。

日記によれば、一七五四(宝暦四)年五月二七日、兼胤(一七二五—一七八二)という人物の日記に詳しく記されている。所司代の話では、(日時は記されていないが)西本願寺から親鸞五〇〇回忌につき大師号を願いたいと話があつた、西本願寺は、東本願寺も同じように願ひ出ているとの風聞があり、東にだけ勅許があれば、「一寺の瑕瑾、西門徒共、甚だ騒動し違乱に及ぶべく候、双方共へ、勅許これ有り候えば格別の儀」であるということで願ひ出た、ということである。前後して同様に東本願寺からも内談があり、それによれば、東本願寺は、まず江戸の寺社奉行へ内談したが、京都の朝廷に關係することであるから京都所司代に願ひ出るよう指図された、という。これに対し所司代は、双方へ、勅許は容易ならざることであるから、追つて返答するとひとまず答へ、武家伝奏に相談したのである。実は、兼胤等にも、西本願寺から内談の書付が差し出されておられ、未だ返答をしていなかった。所司代にそう答えて、

なお考えて、追つてまた話そうということになった、というのである。親鸞五〇〇回忌は、一七六一(宝暦一)年に勤まったが、この日記によれば、その七年前から運動を始めたのである。

この東西本願寺の大師号勅許の願ひ出に対し、兼胤らは、同日摂政一条道香と相談しようとしたが、摂政所労のため書付を見てもらうことに止め、翌月一四日摂政参内の折にこのことを申し入れている。その後、摂政がこのことを思惟している間、七月に入つて、仏光寺からも大師号勅許の願ひが出されたが、その願ひ先がどこであるかは不明であると記されている。

そして、七月二〇日になつて、兼胤は摂政に呼ばれ、次のように命じられたという。すなわち、先日内々に話があつた東西本願寺の大師号願ひのことは、関東の幕府へも伺い、朝廷に表向きに願ひ出なければ、許否は定めがたい。また勅書を数通、願ひ出た寺々にそれぞれ下すことはできない。一通に限る。このことを踏まえ、取り計らうよう、所司代に申し達しせよ、と。

これに対して、八月一日には、所司代が、表向きに朝廷に願ひ出るよう、東西本願寺に取り計らうか、もしくは、勅書の問題があることから、表向きに願ひ出ないよう取り計らうか、摂政殿の御意向はいかがであるか、と兼胤に尋ねてきた。八月三日、摂政にそのことを伝えたところ、摂政からは、次のように返答があつた。それによれば、大師号願ひのことを桃園天皇に申し上げたところ、大典侍局・姉小路定子が聞いているところでは、故院・桜町天皇には「大師号は容易に勅許ならざることである」という思召しがあつたということである。摂政自身はこのよう思召しについては知らなかったが、こういう故院の言葉があるならば、願ひ出ても勅許されまいだろうから、東西本願寺には朝廷へ表向きに願ひ出ないよう取り計らうように、と所

司代に申し達しせよ、とのことであつた。そして、翌四日に、所司代にそれを伝えたといい。

その後、所司代、伝奏、幕府老中、摂政との間でやりとりがあり、九月、大師号を願ひ出ても勅許は難しいとの判断で話がまとまる。もし表向きに願ひ出て結局、不勅許になれば「一寺格も劣る」様にも見られ、それこそ「一寺の瑕瑾」ともなるだろう。差し控え然るべしとの幕府の意向もあり、近日中に両本願寺にその旨を伝えるということになつた。そして、九月二八日夜、所司代より、東西本願寺がそれに承知したことが兼胤の元に伝えられたのである。一応、この一件はこれで落着いたのであるが、ことは別な展開を見せる。

十月になり、所司代から摂政へ、先の大師号の一件で、鳥石(宮本注・鳥石)と申す者が妄言を以て西本願寺を感わし詐欺をはたらいた疑いがあつて取調べをしたが、公家の中にも関係したものがあつた、と伝えられたのである。妄言とは、東本願寺が関東に大師号を願ひ出て、順調に事が進んでまでもなく大師号が勅許されるというもので、西本願寺をあわてさせ、公家へ贈り物を出させたのであつた。その後、十一月十九日、公家の中山栄親・園基衛・高辻家永・土御門泰邦らが蟄居を仰せつけられたのである。

その後、一七五八(宝暦八)年にも、東西両本願寺より、大師号勅許の願ひが幕府に出されたが、先の事件の影響からか、このときも許されることはなかった。そして、それから約五十年経つた一八〇四(文化元)年、東本願寺は、親鸞五五〇回忌を控えて大師号勅許を請ひ、一八〇八(文化五)年には、西本願寺・専修寺・仏光寺が勅許を請うたが、天台宗より他の大師の威光が薄れるとして反対があり、許されなかつた。一八六一(万延二)、改元して文久元年にも、前回記したように、宗祖六〇〇回忌に際し、厳如上人が大師号のために「奔走」したのであつた。

以上のように、宗祖への大師号勅許は、江戸中頃からたびたび幕府、朝廷へ願いが出されておられ、宗名問題と併せて、真宗教団の悲願というべき事柄であった。しかし、結局、明治になるまで大師号が勅許されることはなかったが、このような教団からのねばり強い運動のせいであろうか、また大教院分離問題など明治当時の状況からであろうか、明治新政府になって大師号が勅許されたのは、宗祖に対してが最初であった。

しかし、なぜこのように執拗に繰り返し願いが出されたのかといえば、そこには無論、宗祖への純粋な崇敬の念はあろう。しかし、天台宗からでた反対の理由、あるいは一向宗という宗名にみるように、中世からの経済的な繁栄にも関わらず、そうした見方がなされることに対する、当時の教団の人々の思いがそこにあつたことは確かであろう。その意味で、天皇による大師号勅許は教団の栄達というよな意味があつたのであろうと思われる。それは、天皇という伝統的権威、幕府という世俗的権威を、自らの、そして教団の支えとしていたということを表している。前回触れたような明治以後の真俗二諦論や、政治体制・天皇制と教団との関わりを考えると、このような江戸・封建制時代の教団と、明治近代国家時代の教団と、どのようにつながり、どのように異なっているのか。江戸・明治といったそれぞれ特異な時期の問題としてではなく、江戸・明治、あるいは昭和期の連続・非連続も含め、教団というものを考えていく必要があると思われる。

注

(1) 武家の奏請を天皇・上皇に取り次ぐ公家の要職。勅使として下向するなど、摂関・大臣に次ぐ重職とされ、納言・参議の中から選んで補した。定員一人で両伝奏ともいう。

(2) 兼胤が武家伝奏のときの日記は『公武御用日記四・五』として『大日本近世史料』(東京大学史料編纂所、一九九七・一九九九年)に収録されている。この大師号一件については、詳しくは、辻善之助『本願寺論』(『日本仏教史研究』第五巻所収、岩波書店、一九八四年参照)。

(3) 織田・豊臣政権、江戸幕府が京都に設けた出先機関の長官。老中に次ぐ重職で、江戸幕府の西国支配の中心的役割をはたす重要な職制であつた。

(4) 八六八(貞観八)年、最澄と円仁(ともに天台宗)に大師号が贈られてから明治になるまでに、円珍・天海(以上天台宗)、空海・実慧・真雅・益信・聖宝・覚鑿(以上真言宗)、源空(浄土宗)、良忍(融通念仏宗)ら計十二人に贈られていたが、明治九年、親鸞に贈られて以後、道元(曹洞宗、明治一二)、蓮如(真宗、明治一五)、真盛(天台宗、明治一六)、俊仍(律宗、明治一六)、関山慧玄(臨済宗、明治四二)、瑩山紹瑾(曹洞宗、明治四二)、隠元隆琦(黄檗宗、大正六)、日蓮(日蓮宗、大正一一)、授翁宗弼(臨済宗、昭和三)、無文元選(臨済宗、昭和一一)、一遍(時宗、昭和一五)ら一人に大師号が贈られた。

『教化研究』第一三四号一六一〜一六五頁

ここには先に紹介した井上鋭夫『本願寺』とほぼ同じ記事となっている。それはどちらにも次に紹介する辻善之助『本願寺論』を基にしているからであろう。

しかし違いもあるといえる。それは井上鋭夫『本願寺』には厳密な実証とともに厳しい批判的視点があるということとである。

この文章の終わりには、「前回触れたような明治以後の真

俗二諦論や、政治体制・天皇制と教団との関わりを考えるとき、このような江戸・封建制時代の教団と、明治近代国家時代の教団と、どのようにつながり、どのように異なっているのか。江戸・明治といったそれぞれ特異な時期の問題としてではなく、江戸・明治、あるいは昭和期の連続・非連続も含め、教団というものを考えていく必要があると思われる」と記されているのであるが、その歴史が今現在を生きる自らにおいてどのような課題としてあるのか。

字数の制限や事情があるのかも知れないが、そこに言及されていないのが残念である。

東本願寺との交流もあつた歴史学者の阿部謹也(前一橋大学学長)氏は、歴史を学ぶことについて次のように指摘されている。

念仏を広めるためにこれらの武家たちに頼ってはいけなく、いと厳しく論じているのである。若いときから晩年に至るまで親鸞は国家や支配者達とは絶縁して布教に努めてきた。その姿勢は少しも変わっていない。

歴史というと人は天皇家の歴史や貴族層の歴史あるいは庶民の歴史などを考えるであろう。中国にはそのような例があるから、日本でもそれらに倣って歴史を書くこととした人々もいた。しかし親鸞にはそのような歴史を書く意思は全くなかった。彼が見ていたのは庶民の生活の苦しさであり、その庶民が救われる可能性である。そこに目をすえて専修念仏の世界を作り上げた親鸞は「なんと喜ばしいことであろう。いまわたしは心を広大な本願の大地にうちたて、思いを不思議な真実の海にまかせている。深く如来の慈悲の廣大を知り、師の教えのご恩の厚さを仰いで、喜びはいよいよつり、ご恩に報いたい思いはますます重くなるのを覚える」(『親鸞全集』第二巻、四九七ページ)と述べている。

歴史を単に時間の流れと見なすような安易な歴史観に親鸞は痛烈な一撃を加えているのである。いうまでもなく歴史は時間の流れの中にあるが、その中でどのように人が生きているのか、それを観察する人が自らはどう生きるべきかを問う姿勢の中に歴史を書く理由がある。特に権力者達に対してどのような対応をすべきかという点に歴史の根源があるといふべきであろう。親鸞の立場は「世間虚仮唯仏是真」であつた(『上宮聖徳法王帝説』花山信勝・家永三郎校訳、岩波文庫、八二ページ)。この一文の意味は明らかであろう。正法、像法、末法のすべての時代を一点で生きようとする親鸞の姿勢は歴史を学ぶ者に重要なことを教えている。歴史は単に時間の流れではないといふことを教えているといつてもよいであろう。歴史の中でいかに生きるかを問ひかけているのである。

『日本人の歴史意識—「世間」という視角から—』
岩波新書 七三〜七四頁)

ここには、「歴史を単に時間の流れと見なすような安易な歴史観に親鸞は痛烈な一撃を加えているのである」と述べられている。そして「いうまでもなく歴史は時間の流れの中にあるが、その中でどのように人が生きているのか、それを観察する人が自らはどう生きるべきかを問う姿勢の中に歴史を書く理由がある」、「親鸞の姿勢は歴史を学ぶ者に重要なことを教えている。歴史は単に時間の流れではないといふことを教えているといつてもよいであろう。歴史の中でいかに生きるかを問ひかけているのである」。

残念なことに二〇〇六年に急逝されたが、阿部謹也氏の出遇われた親鸞聖人に学ぶことは大きい。

六 辻善之助「本願寺論」

次に辻善之助『本願寺論』である。これは『日本仏教史研究』第五巻「日本仏教史論集上」(岩波書店)のなかの「本願寺論 第一〇本願寺の罪過 其二貴族化」の後半部分である。「其二貴族化」の他に「其一一向一揆」、「其三仏教の形式化」がある。

辻善之助氏については、赤松俊秀『親鸞』の一文を紹介したが、辞書には次のように記されている。

明治昭和時代の日本史学者。明治10(1877)4・15(昭和30(1955))10・13(圏善之助團兵庫姫路)1899年東京帝国大学文科大学日本仏教史を専攻し、1902年史料編纂掛に入り、05年史料編纂官。11年文科大助教授に就任、19年「日本仏教史の研究」で学士院賞。20年史料編纂掛事務主任、23年教授。29年には史料編纂所と改称され初代所長に就任した。32年帝国学士院会員。38年に定年退官、東大名誉教授、のち立正大学、上智大学教授を歴任した。実証的な研究により、「親鸞聖人筆跡の研究」を著わすなど、真宗史の分野でも多大な成果を残した。52年に文化功労者、文化勲章、53年朝日文化賞。また文化財保護にも尽力、文化財専門審議会会長を務めた。團日本仏教史10巻、日本仏教史の研究、日本文化史7巻、明治維新神仏分離史料(共編)、大乘院寺社雑事記など

(『真宗人名辞典』法蔵館二三五頁)

当するを以て、大師号を贈られんことを朝廷に請ひ、廷議之を難じ、遂に却下せられた。この事件について、当時僧侶と公家衆の墮落が現はに暴露せられた。左にその大略のべやう。

親鸞は弘長二年(一九二二)に寂した。宝暦十一年(二四二二)

(一)は、その五百回忌に相当せるを以て、本願寺に於ては、夙くその準備にかゝつたものと見える。宝暦四年五月の末頃、西本願寺より、武家伝奏広橋兼胤への内談に、親鸞五百回忌について、大師号の事を願ひたし、承る所によれば、東本願寺よりも既に願出でたる由の風聞がある、若し東へばかり勅許になつては、一門の瑕瑾ともなり、門徒等の騒ぎともなるべきにより、双方へ勅許になれば、格別なれども、然らずは事面倒なる故、宜しく願ふといふことであつた。これと前後して、東本願寺よりも同様に、贈大師号の事を内談に及び、東本願寺は徳川氏の取立てたる寺なるを以て、先づ関東の寺社奉行に願うた処、これは京都朝廷に関する事なれば、所司代へ願ひ出で、然るべしと、寺社奉行よりの指図なる由をのべ、且両本願寺より、別々の願は為し得ることなりや、一人の祖師大師号を両方へ勅許といふこと、容易ならざる事なるべきかと存せらるゝにより、内談に及ぶとのことであつた。両武家伝奏は、是は容易ならざる儀なれば、尚相考へ、所司代とも相談の上挨拶すべしと答へた。

江戸時代に入りては、本願寺は全く貴族となりました。親鸞の大師号問題の如きも、本願寺の貴族化を示すべき一事例である。親鸞に大師号は贅疣である。之を欲しがるのは、貴族的に飾りをつけやうといふ考から出た事である。宝暦四年、東西本願寺より、近く開祖親鸞の五百回忌に相

この後、伝奏と所司代との談合あり、伝奏より撰政一条道香へ伺うた結果、所司代より幕府へ伺済の上、表向朝廷へ願出たる上ならば、許否定め難し、然しながら、各々の寺へ、別々に大師号勅許を一通づつ下さるゝことは相成らず、一通に限ることなれば、その点に難渋あるべし、この事を含みたる上にて、取計ふべき様、命を所司代に伝へしめた。所司代はこの旨を幕府に通じ、尋でまた所司代より幕府の旨を受けて、更にこの事は、表向朝廷へ願ひ出づ

べき様に計ふべきや、又は勅書に難渋あるにより、表向願出でざる様に計ふべきやと尋ねて来た。この間に於て、摂政は、この事を桃園天皇に申上げた処、大典侍局の言として、故院の思召に(靈元法皇か)(宮本注・桜町天皇)すべて大師号は容易に勅許なるべからざる由承り居るといふことであつた。このことは、一条道香も曾て知らざることであるが、かやうの御思召なりしとせば、本願寺よりは、表向願出るとも許さるべきことで無いから、表向へ出さざる様に、所司代に於て取計ふべき旨を達し、勅書難渋の理由を申遣すべしと命じた。よつて、所司代は幕府へ伺済の上、両本願寺に対して、親鸞大師号の儀は、願の通にすめば宜きも、若し成らざる時は、瑕瑾にもなるべきにより、兎に角此度の願出ること止めるが然るべしとの意を以て、申渡し、両寺とも承知して、一先づ事は落着した。時に九月二十七日であつた。(兼胤公記)

これで、事は表向き一段落を告げたのであつたが、後に至つて、公卿衆達の中、この事に関して、詐偽收賄の事発覚し、事件が頗紛糾した。その発覚の端緒は、十月の初頃、所司代より摂政へ密々の知らせに、葛鳥石(宮本注・鳥石)といへるもの、先達ての大師号一件について、詐欺の嫌疑あり、糺問しやうと思ふが、公家衆の中に之に關聯したものがあつた、厳しく御叱ありたして、其事情を報じて来た。それによれば、初め大師号の願は東本願寺の発起で、近衛家へ内々頼んだけれども、取持を断られ、其外一両家へ頼んだけれども、そのまゝになつて居た。西本願寺に於ては、この事を聞こんで運動を起した。時に本願寺の家来に、加納権太夫といへるものがあつた。勝手向(會計)の事に与り、坊官よりも勢強かつたが、故あつて之を罷められた。権太夫は之を恢復せんと欲して、大師号の事の運動を起し、当時京都に居つた書家葛鳥石(宮本注・鳥石)と計りて、陰陽頭土御門泰邦へ頼み、それより園基衡

高辻家長に計りて、朝廷の方へ運動したといふことであつた。摂政は、この報を得て、即ち広橋兼胤等の両伝奏に命じ、九条内大臣尚実を経て、西本願寺にその事情を糺さしめた。本願寺にては、門跡の發言により、他人に難儀になつては氣の毒であるからとて、躊躇したのであるが、遂に事の顛末を告白した。それによれば、五月下旬の頃、土御門泰邦が来て、内密に申すやうは、大師号の事、東本願寺より関東幕府へ願ひ、首尾調うて、近々朝廷へ願出づべく、その勅書を認むる仁さへも定まつたといふことを、中山前大納言榮親より聞いた。尚、園基衡、高辻家長にも尋ねたが、事実である。よつてこの事を報ずといふことであつた。門跡は之を聞いて、大に驚き、早速表向武家伝奏へ聞合せると共に、一方にはこの事の世話を、土御門に頼んだ処、中山、園、高辻へも頼むが宜しかるべしとのことであつたから、土御門を経て頼んだ処、早速領承せられた。よつて土御門の注意により、中山へ絹縮五反、園、高辻へ千疋酒一樽づつを贈つた。この後、土御門は屢々来て、大師号の事の情報を齎した。七月より前に、中山は、土御門を以て甚困窮につき、二十片(二十両か)合力を頼みに来た。即之を贈つた処、中山より土御門へ、自筆の書状を送つて来た。その状は、本願寺にある。以上が本願寺の口供并書状の主旨である。これより、中山榮親等の取調となり、榮親は之を否認し、金子は借請けたので、合力に申受けたのでは無いといひ、一方には、本願寺へ談じ、本願寺坊官下間宮内卿より榮親に宛て、大師号宣下の沙汰等は、決して之れ無きこと勿論の義なりといへる書状を認めしめて、頻りに弁疏にとめた。然しながら、門跡の直話と、その書状が動かすべからざる証拠であるから、榮親等の罪跡は顯然たるものあれども、表向吟味となつては、事件紛糾するを以て、摂政の計ひとして、中山、園、高辻、土御門は蟹居仰付けられ、榮親の子愛親、家長の子胤長は、自ら所

園大納言基衡を
金かほしきの佐夜
の中山
今迄は何のそのともおもひしに
此行末は心もとない
高辻三位家長を
つみとかの名も高辻に身の果は
土御門三位泰邦を
筑紫へゆかにやならぬ家筋
内々の首尾は大形よ勘平
とつこいやらぬ安部の泰邦
本願寺を
騙蟻が大しの願すゝめられ
叶わぬ上は一こしんらん
肉食で大師なひとてねかへとも
一向ならぬ事もしんらん
葛鳥石(宮本注・鳥石)は有名なる書家である。近世叢語、諸家人物志等によれば、少き時遊蕩に耽り、後稍修まり

勞と称して屏居せしめられ、事落着した。(八槐記、兼胤公記)時に十一月十九日であつた。当時の風聞を録せる当時珍説秘要録によれば、鳥石(宮本注・鳥石)は大師号宣下の運動を起すについて、京都の富豪で、一向宗の信者であつた桑名屋三郎右衛門に説いて、親鸞大師号の運動の爲めに、公家衆に贈賄の爲めと称し、多くの金銀を詐取し、尚其他の富家同行までも説きて出金せしめ、その額八百兩に及んだといふ。その仲間として、中山、土御門以下を語り、宣下近きにありと称して、本願寺井町人等を欺いたのであつたが、その事露顯して、遂に所司代の耳に入つたのである。之について、落首が出た。

(統談海)
葛鳥石(宮本注・鳥石)は有名なる書家である。近世叢語、諸家人物志等によれば、少き時遊蕩に耽り、後稍修まり

細井広沢に学び、後更に歐陽詞を祖として一家を為した。諸頭門に伺候し、富家に入出し、朝鮮人來朝の節、堀田相模守の返簡を草したことがある。書を摸すること甚巧であつて、嘗て古帖を偽作して、広沢に示した。広沢は以て真物とした。鳥石(宮本注・鳥石)告ぐるに実を以てした。広沢意平かならず、遂に隙をなすといふ。苟にも偽作をなすを以て見れば、その品性は陋劣なるものであつたらしい。

この一件の後、五年正月十四日、中山愛親、高辻胤長は、さきに父の罪に坐し、自ら所勞として引籠つて居たが、最早五十日にもなるにより、屏居を解かれた。(兼胤公記六月十二日に至り、中山榮親等四人は、屏居以来二百余日にもなつたので、一族等の願ひもあり、屏居を解いて出仕せしめられた。(八槐記、兼胤公記)

宝暦八年に至り、両本願寺より、又々親鸞大師号勅許願出のことを、幕府に請うた。幕府は之を許さなかつた。この時は、両本願寺は、前のととは異り、両寺連合して、その運動を起し、先づその縁辺たるにより、関白近衛内前と右大臣九条尚美について内談した処、両公は奏達許否の事は何ともいひ難いけれども、願出ことは子細あるまいといふことであつた。仍て朝廷へ願ひ出づべき旨を、先づ関東へ願書出すべきかと、所司代について伺うた処、程経て所司代よりの達し、

親鸞聖人大師諡号蒙勅許度御願之儀、御所表二而茂、差支候趣二候得者、御願被差出候義、御無用可被成候事、

とあつた。両本願寺より、この書付を以て、更に近衛九条の両公に示し、御所表の差支とは如何なる事かと尋ねた処、両公にはこの事は更に知らぬ事である、所司代よりも何等尋ねて来たこともない、御所表に於て差支の有無の如きは、一言も述べたる事ないので、所司代に於て、かくの如く答へ

たるは、如何なる理由なるか、心得の爲め尋ねて来よと、武家伝奏広橋兼胤に命じた。五月六日、両伝奏は所司代について、之を質した処、所司代松平輝高の答に、その事は、本願寺より内談あつたが、重き願なれば、一存の挨拶にも及び難く、且先年間違の事もあり、やかましくなつた事であるから、老中へ伺うた処、右の通の指令があつたから、その趣を両門へ達したまでである。この外の趣意は、輝高も曾て存知せず。尤も両門へは、輝高の一分の返答として申達して置いたといふことであつた。これで、事はそのままになつた。蓋し幕府は、先年中山榮親等の事ありしにより、事の面倒にならんを虞れ、辞を朝廷に托して、之を却下したのであらう。

宝暦の大師号の事あつて後、約五十年、文化五年に至り、またく大師号の事が起つた。即来る文化九年は、親鸞の五百五十回忌に相当するを以て、予め之の運動を起したのである。この事觀山に聞え、文化五年十二月二日、觀山總代正親院僧正禪林院大僧都朝廷に参じ、今度本願寺専修寺等より親鸞大師号の事奏聞の由、其聞えあり、勅免あるに於ては、他の大師の威光薄くなり、歎しき儀なれば、勅許なきやう、御奏聞ありたしと申出た。同十九日、関白より、今度の儀は、容易ならざる事故、宣下あるべからざる由の報があり。同六年十二月二十八日に至り、親鸞大師号の事差支あるによりて、願出を却下せられた(新撰座主伝)。翌七年四月、所司代より申渡の趣は、本願寺にとつては、あまり体裁のよいものではなかつた。その文に曰く、

開祖遠忌二付、大師号之儀願出之処、範宴善信事者、優婆塞同様ノ者二付、大師号被相願候儀は一入輕からざる事にて、其沙汰に及ばず候、元來源空上人より勘氣を受け候身分にて、清僧にても無之、出家とは申し難く、過分なる事に付、親鸞上人杯と被唱候事、遠慮可有之筈に候、以来心得違無之様可被致候、

文化七年四月

この後、明治九年十一月二十八日、明治天皇より、見真大師と諡号を宣下あらせられたことは、世に著聞する事である。中井竹山の草茅危言に、本願寺を論じた一節がある。これは人口に膾炙して居るものであるが、事の序でに、こゝに引用する。

(浮世之有様)

抑此宗ノ張皇スルハ、本ハ我邦闕廢ノ虚ニ乗シタル者ナレドモ、斯熾盛ヲ致ハ、其本山ノ富饒ヨリ起ル、本山ニ差タル田祿モ無ニ、斯富饒成ハ、全天下ノ愚民崇信シテ、金銀ヲ抛チ、富豪ノ者貨宝ヲ施入スル事、土芥ノ如スル故、富ハ万乘ニ均キニ至也、朝廷衰細ノ時、御即位礼ノ資用ヲ調進シテ、准門跡ヲ勅許有シモ、富饒故也、准門跡タルヨリ、代々攝家ノ猶子タリ、已ニ猶子タレバ、代々攝家ト婚ヲ通スルモ、皆富饒故也、門堂宏麗ニシテ、仏具ヲ莊嚴シ、愚民ヲ駭悦シ、現世ノ天堂トシテ、沈酣骨髓ニ徹スルモ、亦富饒故也、何ノ宗学モ無、道德モ無、億万人信ヲ取事、由テ來所モ有ドモ、多分ハ唯富ノ一字ニ歸スノミ、天下末派ノ寺院ニテ、是ニ準、大方田祿モ無、然モ皆愚凡俗ノ僧成ドモ、檀越ノ厚施ヲ恃テ、飽饒ヲ極ル事、他宗ノ及所ニ非、然ニ本山代々富貴ニ淫スルヨリ、奢侈強ク成、表ハ寛濶替ル事無レドモ、内分少ハ窮スル兆見ヘタリト聞、又太平久敷故、民心少ハ驕クル所有テ、施主ノ財宝土芥ニスル者、以前程沢山無、本山府庫ノ充盈、往時トハ余程減タリト云、

この論の反駁として、これも亦有有名な角毛偶語があるけれども、この一節に対する論難は、一向弁解にもなつて居らぬやうである。竹山の議論も、必しもすべてそのまゝ従ふべきではないけれども、その貴族的に墮したるを責むるは、

洵に尤の事である。

かくて平民的なりしその特徴は失せて、門末の如きも、煩しき階級観念に捉はれて、金錢を以てその階級を求めた。寺觀の結構の如きも、徒にその宏大を誇つた。覺如の作改邪鈔の一節に、

オホヨソ造像起壇(宮本注・起塔)ハ、弥陀ノ本願ニアラザル所行ナリ、コレニヨリテ、一向専修ノ行人、コレヲタツベキニアラズ、サレハ、祖師聖人御在世ノムカシ、ネンコロニ一流ヲ面授口訣シテマツル御門弟達、堂舎ヲ當作スルコトナカリキ、タゞ道場ヲバ、スコシ人屋ニ差別アラセテ、小棟ヲアケテツクルベキヨシマテ御諷諫アリケリ、中古ヨリコノカタ、御遺訓ニトヲザカルヒト々ノ世トナリテ、造寺土木ノクハタテニオヨブ条、オホセニ違スルイタリ、ナゲキ思フトコロナリ、

真宗原始時代に於ては、かくの如く、その堂舎を質素にすべきを誡めたのであつた。

殿堂輪奐の美加はりて、院裏の生活も、また豪華を極めたのは、自然の数であらう。かくて本願寺門跡不行跡の実話が、江戸時代の書籍に、屢録せられて居る。寛永の頃、両本願寺門主共に島原の妓楼に通ひ、時の関白も同じくこゝに遊んだ。関白は「セキシロ」の綽名で、両本願寺は「東六西六」の名で通て居たといふことが、北窓瑣談に見える。

寛保三年二月、西本願寺門跡が遽かに隠居を命ぜられた事がある。寛保世説に、

京都西本願寺門跡近年惣体法外之遊興有之候二付、当二月頃ヨリ、京都町奉行僉議二成り、西本願寺ハ隠居被仰渡候、尤他出一切不成候由、門跡之家来堂達共、流罪被仰付候、亥閏四月二十三日、京都町奉行申渡候由、

とある。寛延雜秘録には、その不行跡の情況、並にその坊官等の流罪処分等が詳かに記されてある。あまり長文であるから、茲には略するが、その所行は、実に言語道断の至りで、一種の変態性のものゝやうにも見える。

*一九二二、西暦では二二六二年。

*二四二二、西暦では一七六一年。

〔日本仏教史研究〕第五卷 二四二〜二五〇頁

ここに本願寺から出された三回目の大師号の願出について、比叡山総代などからは、

今度本願寺専修寺等より親鸞大師号の事奏聞の由、其聞えあり、勅免あるに於ては、他的大師の威光薄くなり、歎しき儀なれば、勅許なきやう、御奏聞ありたしと申出た。

と訴えられ、大師号の願出が却下された文には、

開祖遠忌二付、大師号之儀願出之処、範善善信事者、優婆塞(在家の仏教信者)同様ノ者二付、大師号被相願候儀ハ一入(いつそつ)軽からざる事にて、其沙汰(裁断)に及ばず候、元来源空上人より勘氣(勘当)を受け候身分にて、清僧にても無之、出家とは申し難く、過分なる事に付、親鸞上人杯と被唱候事、遠慮可有之筈に候、以来心得違無之様可被致候、

と記されていたという。

さらに、ここには当時の本願寺に対する人々の見方が幾つか紹介されているが、中井竹山『草茅危言』には、

抑此宗ノ張皇スルハ、本ハ我邦闕廢ノ虚ニ乗シタル者ナレドモ、斯熾盛ヲ致ハ、其本山ノ富饒(富んで物が多)いこと)ヨリ起ル、本山ニ差タル田禄モ無ニ、斯富饒成ハ、全天下ノ愚民崇信シテ、金銀ヲ抛チ、富豪ノ者貨宝ヲ施入スル事、土芥(土とあぐた、価値のないもの)ノ如スル故、富ハ万乘ニ均キニ至也、朝廷衰絀(衰え退く)ノ時、御即位礼ノ資用ヲ調進シテ、准門跡ヲ勅許有シモ、富饒故也、准門跡タルヨリ、代々撰家ノ猶子タリ、已ニ猶子タレバ、代々撰家ト婚ヲ通ズルモ、皆富饒故也、門堂宏麗ニシテ、仏具ヲ莊嚴シ、愚民ヲ駭悦シ、現世ノ天堂トシテ、沈酣(盛り)骨髓ニ徹スルモ、亦富饒故也、

といわれている。

簡単に言うと、「何もないのに金銀は沢山もっている。それは愚民が篤く信じ金銀を抛つからである。その金銀をもとに即位の礼に資金提供し、そのおかげで准門跡となることができた。だから代々撰家の猶子となることができている。門堂もまるでこの世の天堂そのもので、愚民を驚かし悦ばせている。それも全部金銀が沢山あるからである」ということになるであろうか。

しかし、経済的に恵まれた本願寺は身分的榮進を渴仰し続けていく。それを先の井上鋭夫氏は、「中世では「在家下劣」の門末を抱え、「一向宗」と賤視された劣等感から、他宗にまさる名譽を求める気持ちはさらに強かつた」のであろうと指摘されている。

辻善之助氏は、この文の冒頭で、

江戸時代に入りては、本願寺は全く貴族となりすました。親鸞の大師号問題の如きも、本願寺の貴族化を示すべき一事例である。親鸞に大師号は贅疣である。之を欲しがるのは、貴族的に飾りをつけやうといふ考から出た事である。

ある。

と厳しい指摘をされている。

辻善之助氏は、親鸞に大師号は贅疣（ぜいゆう）（無用のもの、役に立たないもの）であり、これを欲しがるのは、貴族的に飾りをつけようという考えがあるからであるという。つまり、親鸞聖人にとって大師号は意味のないものであると言いつつ、切られているのである。なぜそう言い切れるのか。

それは、貴族化している比叡山を捨て、越後流罪という厳しい法難をも生き抜かれた親鸞聖人の道をよく了解されたことであろう。だからこそ、

かくて平民的なりしその特徴は失せて、門末の如きも、煩しき階級観念に捉はれて、金錢を以てその階級を求めた。

と厳しい批判ができるのではないだろうか。

七 宗議会への請願書

宗議会への請願は次の二つである。請願委員会への紹介議員に高田教区選出の二人の議員になっていただくようお願いしたが、竹田恵示議員は辞退され、居多徳恵議員だけとなった。竹田恵示議員は其の後の宗議会議員選挙立会演説会での質問に依りて「見真額は下ろした方がいいと思う」と明言されているだけに残念であった。

請願書（一）

御影堂から見真額を下げることを求める請願

諡号(見真大師)勅額について

09.06.04於真宗大谷派高田教務所
REP・大東仁

一、近世の諡号希望

- 大谷派1804.04. 親鸞の大師号宣下を請う(粟記)
大谷派1804.05.07 親鸞の大師号は老中で取り扱えない旨、勤修寺家から大谷派に通達(粟記)。
大谷派1804.11. 近衛・鷹司・勤修寺諸家を通じ、親鸞の大師号宣下について接渉を続ける(粟記)。
本派1808.06 本願寺派・高田派・仏光寺派、親鸞の大師号宣下を請う(粟記)。
大谷派1809.12.26 文化6。京都所司代より、親鸞の大師号内願は困難の旨の幕府の意を大谷派に通達する。
大谷派1811.06. 親鸞の大師号宣下について、再び近衛家・所司代酒井氏らに斡旋を依頼する(粟記)。
諸宗教1861. 旧1月。法然650回忌にあたり慈教大師と加諡される。

二、近代の諡号宣下

①年表

- 大谷派1876.11.28 宗祖に「見真」の大師号(諡号)贈られる(配紙)。
大谷派1876.11.28 親鸞の大師号宣下決定の電報が東京より到着。
大谷派1876.12.21 諡号の宣旨報告式ならびに法要勤める(配紙)。
大谷派1876.12.21 法主、見真大師諡号を奉じ東京より帰着。
大谷派1877.04.06 大谷別院で諡号宣下法要を営む(～8)。
大谷派1877.04.22 宗祖諡号宣下法要(～28)。
大谷派1877.04.25 見真大師諡号宣下大法会につき、勅使到着。
大谷派1877.05.15 末寺で諡号供養会執行際の諸注意を通達。
諸宗教1879.09. 西本願寺、勅額「見真」を授与される。
大谷派1879.09.29 両堂再建発願に伴い、「見真」の勅額が宮内省より下賜される。
大谷派1879.10.03 篠原順明、勅額を奉じて帰山。
大谷派1879.10.05 勅額下賜が決定し、11月30日に勅額奉告式執行を通達。
大谷派1879.10.05 少教正渥美契縁、勅額奉告の表白文製作を命じられる。
大谷派1879.10.08 勅額拝受につき、広間にて慶悦御礼がある(配紙)。
大谷派1879.11.28 勅額奉告式(配紙)。
諸宗教1880.04. 仏光寺、勅額「見真」を授与される。
諸宗教1880.04. 専修寺、勅額「見真」の授与に当たり、崇徳会を執行する。
大谷派1880.10.28 勅額調整完了し、御影堂に掲げる。

②別院での諡号宣下法要

・大谷・難波・名古屋など12別院を確認。…全別院ではない。

③歴代天皇の諡号宣下数

清和天皇2 醍醐天皇2 後二条天皇1 後光明天皇1 東山天皇3 中御門天皇1 桃園天皇1
後桃園天皇2 光格天皇1 仁孝天皇1 孝明天皇1 明治天皇8 大正天皇2 昭和天皇2

三、結論

- 近代の諡号宣下は、仏教側からの懇願ではない。
- 明治政府側の仏教取り込み工作。
- 大谷派での広がり大きなものではない。
- *歴史にとらわれることなく、自由な討議が可能。

宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要を二年後にお迎えしようとする今、真宗門徒の一人一人が宗祖の開顕された本願念仏の教えにあらためて身を据え直し、そこから教えられ問われてくる様々な課題と向き合っ行って行かねばなりません。

先の宗祖親鸞聖人七百回御遠忌法要を勝縁として展開された真宗同朋会運動には、「従来単に門徒と称していただけのものが、心から親鸞聖人の教えによつて信仰にめざめ、代々檀家と言っていただけのものが、全生活をあげて本願念仏の正信に立っていただくための運動である」(『真宗』一九六二年二月号)と明確な指針が謳われ、「それは人類に捧げる教団である。世界中の人間の真の幸福を開かんとする運動である」(同前)と感動的な宣言がなされています。

その純粋なる信仰運動によつて、この身この世の様々な課題が明らかとなり、その課題を自覚自証して行く歩みが戦争問題、靖国問題、部落差別問題、ハンセン病問題、脳死問題、死刑制度問題、教育基本法改正問題等々として具体化されてきました。

そのなかで懸案であった「見真大師」という大師号の問題については、一九八一年(昭和五六年六月一日)の新「宗憲」から「見真大師」の名称を使用しないことを決断し、大師堂・大師堂門の名称もそれぞれに本来の御影堂・御影堂門に改められました。二〇〇一年(平成一三年)七月一日には授与物の御影名称を改正し、「見真大師」「慧燈大師」の名称使用を取り止めることにもなりました。

しかし御影堂には未だに問題の見真額が下ろされることなくそのまゝの状態となっています。「宗憲」には、真宗本廟は「本派の崇敬の中心、教法宣布の根本道場」と謳われているのですが、その崇敬の中心に諡号の見真額

があるということは、願生浄土という尊い姿がそのまま真逆の世間(穢土)の権威を崇敬し礼拝する姿をつくりだしていることとなります。それでは教法宣布の根本道場ではなく親鸞聖人の教えに背く場となってしまうのではないのでしょうか。

昨年再版された『本願寺』(一九六二年初版)の著者故井上鋭夫氏は、「南都北嶺の仏法者が「高位をもてなす名」とすることを「末法悪世のかなしみ」としたのは親鸞であったが(愚禿悲歎述懐)、「高位」という名聞を得ようとして東西相競う本願寺の愚かさ、この親鸞五百回忌にあつて露呈されたのであつた」(二四五頁「親鸞大師号と収賄事件」)と指摘され、「宝暦十一年は五百回忌に当たるので、宝暦四年(一七五四)、東・西本願寺は親鸞に大師号を贈られんことを武家伝奏に内談した」(同)が却下され、「多年の歳月と莫大な運動費によつて親鸞に「見真大師」と諡号が宣下されたのは明治九年のことであつた」(同)と、本願寺教団史に関する厳しい指摘をされています。

今、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要を二年後にお迎えしようとするときにこそ、「見真大師」という諡号を渴望した宗門の歴史が何であつたのかを学び、そのことを宗祖の開顕された本願念仏の教えに照らし、そのような諡号宣下が不要のものであつたことの認識を共有しなければなりません。

真宗門徒にとつて大切な崇敬の場・教法宣布の場から見真額を下げることを決断は、この度の御遠忌法要に浄土真宗のへいのちを吹き込むことになると考えます。よつて、ここに「御影堂から見真額を下げることを求める請願」をいたします。

宗議会議長 殿

宗発第60号
2009年6月9日

居多徳恵殿

宗議会議長 長久寺 徳 瑞

請願委員長の決定について(通知)

このたび、貴殿の紹介により提出されました請願につきまして、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

1 受理番号	2009年第2号
2 件名	御影堂から見真額を下げることを求める請願
3 請願者	宮本亮二(他15人)
4 議決	請願委員会審査結果:議会の議に付すことを要する。 本会議議決:採択しない
5 決定日	2009年6月9日

以上

2009年6月5日

宗議会議長
長久寺 徳 瑞 殿

請願委員長
大城 雅 史

請願委員会報告書

下記案件について慎重審査の結果、議会の議に付すことを要すると全会一致をもって決定いたしましたから報告します。

記

1 御影堂から見真額を下げることを求める請願

以上

二〇〇九年六月二日

請願者 宮本亮二(靖国問題研究班班長・高田教区教区会議員
上越市頸城区百間町669番地1 榮恩寺)
賛同者 北條頼宗(高田教区教区会議員 上越市東本町1-
3-48 照行寺)
尾崎秀行(高田教区教区会議員 妙高市中町2-
2 極生寺)
鷺嶺紀文(上越市三和区島倉1798延壽寺)
岩崎英宣(高田教区教区会議員 上越市安塚区小黒1212
番地 専敬寺)
菴澤紹隆(高田教区第2組々長 糸魚川市大字中林
10番地 法圓寺)
五味川千秋(高田教区門徒会長 糸魚川市大字木浦
610番地)
長尾正示(高田教区教区会議員 上越市三和区川浦544
大蔵寺)
繁原 易(高田教区第1組長 糸魚川市本町213
0 徳正寺)
内山順恵(靖国問題研究班 上越市大字小泉903
番地 養性寺)
千名哲爾(高田教区第13組長 上越市頸城区北方
155最尊寺)
堀前恵裕(高田教区教区会議員 上越市国府1-4-11光源寺)
上宮修清(糸魚川市大和川1711 善正寺)
老野生常昭(高田教区教区会議員 上越市本町7丁目4-1
7 本覺寺)
井上一英(上越市頸城区鶴ノ木438-1 福浄寺)
藤島 直(高田教区靖国問題研究班副班長 糸魚川市寺島1
-11-58 圓照寺)

紹介議員 居多徳恵

請願書(2)

真宗大谷派の歴史を検証できる天牌・見真額等の

資料の常設展示することを求める請願

二〇〇四年に着工された御影堂の御修復工事が昨年末をもって完了しましたが、この度の工事は、一八六四年

(元治一年)七月に「禁門の変」の戦火により両堂以下諸堂焼失後、ようなく一八八〇年(明治一三年)に再建が始まり、一六年の歳月をかけて一八九五年(明治二八年)に完成されてからのことでもありますから、約一〇年ぶりの御修復でありました。

この約一〇〇年の間、大谷派は紆余曲折しながら今日まで歩んできたわけでは、明治政府は天皇を中心にした神道教化政策を推し進め、「殖産興業」「富国強兵」の政策によってその軍備の拡大を図り、アジア・太平洋戦争へと突き進んで行きました。しかし、そのような厳しい状況のなかにあつても命がけで「非戦」を唱えた高木顕明氏・竹中彰元氏・河野法雲氏を、真宗大谷派は歴史の闇に葬ってききました。

この意味するところは、真宗大谷派は時の政府に擦り寄り天皇制に迎合し取り込まれた「真俗二諦」という、宗祖親鸞聖人の「おおせにてなきことをも、おおせとのみもうすこと」をしてきたからではないでしょうか。そのことは阿弥陀堂宮殿に「天牌」を置き、御影堂に「見真額」を掲げてきたことが証明しています。

これらのことは、「大谷派の負の歴史」とも呼べることでありますが、御影堂の御修復工事がなされ、そして宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要を二年後にお迎えする今だからこそ、その歴史を検証すべき大事な時期を迎えていると考えます。

昨年二〇〇八年三月二十九日から五月八日まで、高木顕明氏・竹中彰元氏・河野法雲氏の事跡を顕彰する「念仏者と非戦」の展示が参拝接待所ギャラリーで行われましたが、期間限定の展示で終わらせることなく、「同じ過ちを繰り返さない」ということを確認する意味でも、下ろされた「天牌」や、未だ下ろされていない「見真額」を下ろし、それら「真宗大谷派の歴史を検証できる天牌・見真額等の資料

宗発第61号
2009年6月9日

居多徳恵殿

宗議会議長 長久寺 徳瑞



請願の議決について (通知)

このたび、貴殿の紹介により提出されました請願につきまして、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

- 1 受理番号 2009年第3号
- 2 件名 真宗大谷派の歴史を検証できる天牌・見真額等の資料の常設展示することを求める請願
- 3 請願者 宮本亮二(他15人)
- 4 議決 請願委員会審査結果：議会の議に付すことを要する。
本会議議決：採択しない
- 5 決定日 2009年6月9日

以上

2009年6月5日

宗議会議長

長久寺 徳瑞殿

請願委員長

大城 雅史



請願委員会報告書

下記案件について慎重審査の結果、議会の議に付することを要すると多数をもって決定いたしましたから報告します。

記

- 1 真宗大谷派の歴史を検証できる天牌・見真額等の資料の常設展示することを求める請願

以上

の常設展示することを求める請願」をいたします。

宗議会議長 殿

二〇〇九年六月二日

請願者 請願書(1)に同じ

賛同者 請願書(1)に同じ

紹介議員 請願書(1)に同じ

八 宗議会議員の視点

ここには宗議会での「見真額」に関する討論について紹介してある。なお、提出された請願に対する賛成討論と反対討論のうち反対討論は手許にないので紹介できないが、『文化時報』(二〇〇九年六月二四日)の記事を参照していただきたい。

また、「見真額」に関する発言が掲載されている記事を手許にある範囲で紹介したい。

◆賛成討論

○三浦長(グループ恒沙代表 岡崎)

今回、高田教区有志から提出され、請願委員会において全会一致で受理され、今議会上程された「御影堂から見真額を下げることを求める請願」は、同朋会運動推進にあり、靖国問題をくぐることによって見えてきた問題を、深い懺悔のもと、課題化し、運動化されたものであることは明瞭であり、仰せでなきことを仰せとしてきた宗門の歴史的必然のことからであります。さらに、請願者、賛同者に教区会正副議長、教区門徒会長、組長、教区靖国研究班

正副班長を含む計一六名による請願であることは、この課題にかける高田教区挙げてと言っているほどの、宗門に対する真摯な促しであります。

さて、宗祖七〇回御遠忌の五年前、一九五六年に出された宮谷法含総長の「宗門各位に告ぐ」、いわゆる「宗門白書」に、よく知られた叫び「われわれ宗門人は七〇年間、宗祖聖人の遺徳に安逸をむさぼって来たのである。いまや御遠忌を迎えんとして、我ら宗門人は全身を挙げて深い懺悔をもたねばならない」があります。その後、続く言葉は、「単に御遠忌のにぎにぎしさを夢見ることによって、この現状を糊塗するようなことがあるならば、宗門は疑いもなく、歴史から冷ややかに嘲笑を浴びるであろう」という叱咤激励の言葉があります。

したがって、この請願の採択に反対することは、まさに宗門の負の歴史を糊塗し、「歴史から冷ややかに嘲笑を浴びる」行為であります。また、「宗門白書」の叫びから誕生した宗門再生運動とも言うべき同朋会運動を否定するものと言わざるを得ません。

そういった自己矛盾に、無自覚に無節操に、意味不明の言い訳で反対されるのは、反対のための反対そのものであり、請願者はじめ高田教区の多くの方々の願いを足蹴にする愚行であります。

総長は今議会において見真額に触れ、「私は見真額を下ろさないとはいっていません。宗門の近代史検証を深めることによって、見真額を掲げた当時の宗政の判断がいかなることであつたのかを見極めた上で、然るべき機関で協議したい」と答弁されています。私は総長答弁をお聞きし、この請願を大事な判断材料の一つとした上で、総長のご英断の近いことを示唆したものと捉えております。

念願の御影堂修復も終わり、御遠忌を迎えようとする今だからこそ、見真額撤去の課題は重大であることは論を俵

ちません。そのことに増して、同朋会運動五〇年以後の宗門の方向性を考える時、この課題は新しい運動を開く端緒になる可能性を含んでいることも間違いありません。私たちは、このまま見真額を掲げ続けることが宗祖の正意に背き続けることであることを肝に銘じなければなりません。だからこそ、私はこの請願に対し、強い賛意を表するものであります。

最後に、賢明なる議員諸兄に、「賢察賜らんことをお願いし、賛成討論といたします。

◆第五十回宗議会 宗議会 代表質問答弁抄録

○釋氏政昭議員(宗議会 グループ恒沙 四国)

もう一つは、本願寺教団の歴史検証を学習の場とする、つまり「前に生まれん者は後を導き、後に生まれん者は前を訪え、連続無窮にして、願わくは休止せざらしめんと欲す。無辺の生死海を尽くさんがためのゆえなり」という宗祖の精神を具体化するための「近代大谷派本願寺歴史記念館」(仮称)を今計画中の同朋会館建設の一環として設けるというものである。そこには満之、顕明師はもとより、竹中彰元、河野法雲、植木徹誠師、あるいは武内了温師などもその足跡を訪ねなければならぬ。また、隠すようにして撤去したと言われている「天牌」も、今問題の「見真額」も教団の歴史的検証物として展示するべきものである。総長、この案をご検討いただけますか。ちなみに、総長はすでにご承知ではあるうと思いますが、「見真額」の共通認識に至るために少しく歴史を紐ときたく思います。

そもそも、「見真大師」の諡号とは、一八七六年、天皇より親鸞聖人に「宣下」されたものであります。当時、教団はこの「祖師聖人へは諡号の特典を蒙った」ことを契機

として、両堂再建の機運を盛り立て、棟上げ式において「御影堂」を「大師堂」と改称することを決定したということ。しかし、その「大師堂」の呼称については、一九八一年の宗憲改正において、「教法の象徴たる宗祖聖人の御真影を安置する真宗本廟として新たに位置付けをしたい」という理由で、「御影堂」という名称に戻しました。

また、この「見真」額は一九八七年「全戦没者追弔法会」における宗務総長の「宗門の戦争責任の表白」あるいは一九九五年の宗会の「不戦決議」にあるように、「聖人の仰せになきことを仰せとした」宗門が犯した罪責を象徴する最たるものであることは明白であります。言うまでもなく、これは教団と国家を直接結び付ける問題であり、かつ、過去の問題でなく現在進行中の重大な問題であります。

御遠忌基本理念「宗祖としての親鸞聖人に遇う」のもと、「私にとって真宗本廟とは」を課題とする法要に向けて、もうすぐ「御真影」が還つて参ります。今こそ総長の決断が問われています。

安原総長、もう一度親鸞聖人並びにご門徒をだましますか。「見真」額を降ろしますか。国家と癒着し、教団の繁栄を願ひ、日本国憲法九条、二十条が改悪された後、再び国家の行為である戦争に協力し、「仰せ」を捻じ曲げて「将来ある青年たちを死地に赴かしめ」たいのですか。他に降ろせない理由があるのでしょうか。「過ちては改むるに憚ること勿れ」という諺がありますが、ほんの少しの勇気と決断さえあれば済むことですし、降ろした後の教育的配慮もすでに提示させていただきました。こつそり降ろしたと言われている天牌も、ようやく日の目を見ることになるのではないのでしょうか。

○安原兄宗務総長（宗議会 真宗興法議員団 三条）
次に、天牌、「見真」額等の大谷派近代の負の歩みにつ

（『文化時報』2009年6月24日）

いて、及び「見真」額を降ろす意志はあるのかということ質問にお答えいたします。

天牌につきましては、ご存じのように、「天皇尊牌」といい、天皇の恩を謝し、合わせて安寧を祈念する意をかたちにしたものであります。各寺院はもちろん、本山においても阿弥陀堂に安置されていたものであります。

「見真大師」とは申すまでもなく、明治天皇より宗祖に対して贈られた諡号であり、『大経』下巻の「慧眼見真 能度彼岸」によると言われております。これら天牌、

「見真」額等は、これまで宗門の近代史を検証する過程において、戦前の天皇制国家と宗門との関係の問題が指摘されてきているところでもあります。こうした歴史を踏まえて、宗門では一九八一年の宗憲改正に当たりまして、大師号の使用を止め、二〇〇一年には本山授与物の大師号使用を廃

止いたしました。また、天牌については、一九八二年、阿弥陀堂の須彌壇上宮殿内より降ろしましたことはご存じのとおりであります。

このような近代史の検証作業を継続し、宗門の負の歩みを明らかにして教団の社会的位置づけを検討しつつ、宗門の方向性を考えてまいりたいと思っております。

次に、「見真」額を降ろす意思があるかというお尋ねですが、大師号を求めて「見真」額をいただいたのは教学に基づくものではなく、あくまでも当時の宗政の判断でありました。このたび「見真」額を降ろすとしても、そのまま掲げておくにしても、宗政として今後しかるべき機関で判断すべきではなからうかと思っております。

なお、「近代大谷派本願寺歴史記念館」というご提案がございました。ご意見としてありがたく拝聴しておきます。

「海賊対処新法案制定反対」 「裁判員制度の見直しを求める」 見真額めぐり討論も

見真額めぐり討論も

今議会は、「寺院教 如新法案制定に反対する」「決議した宗門にあって、会条例の一部を改正する 決議案」について発議者としては、看過できぬ事態で「宗議案」宗議案委員選の寺永佐議員は「今、白 ありと思慮するからであらう。宗議案の一部を改正する 衛隊法の『海上警備行』と発議理由を述べ、条例案」「宗会条例の一部」の拡大解釈による懸念。

次に、「死刑制度に反対する」という議論が、宗議案委員選の寺永佐議員は「今、白 ありと思慮するからであらう。宗議案の一部を改正する 衛隊法の『海上警備行』と発議理由を述べ、条例案」「宗会条例の一部」の拡大解釈による懸念。

また、宗議案最終日の 兵恒久法「へん、なし願 は、物心両面にわたり国民に多くの負担を強いるのことが重要課題である。他方、三浦長議員は、動を拓く端緒になる」と

することから始められ、復事業は、明治期の再 げんことを求める請願なるものと考えたため、建当初の姿に復する。これは、同盟会運動推進に当り、この基本である。とが、その基本である。

更に、「御影堂から見 であるならば、先達の本 た問題を深い悔懺の下、真額を下げることを求め、廟護持にかけの悲願成就 運動化させた事は明瞭である。宗議案委員選の寺永佐議員は「今、白 ありと思慮するからであらう。宗議案の一部を改正する 衛隊法の『海上警備行』と発議理由を述べ、条例案」「宗会条例の一部」の拡大解釈による懸念。

この「見真額」に関する課題の共有と宗門世論 は宗門の歴史を糊塗し、この討論では、議員がの帰趨を持って、しかる 歴史からひややかに嘲笑を浴びる行為である。念

また、宗議案最終日の 兵恒久法「へん、なし願 は、物心両面にわたり国民に多くの負担を強いるのことが重要課題である。他方、三浦長議員は、動を拓く端緒になる」と

また、宗議案最終日の 兵恒久法「へん、なし願 は、物心両面にわたり国民に多くの負担を強いるのことが重要課題である。他方、三浦長議員は、動を拓く端緒になる」と

○釋氏議員

先ほど、総長から「見真」額の件に関しては検討なさるとのことでした。降ろすか降ろさないかということにはお答えになっていない。検討なさるとのことならば、検討委員会を立ちあげていただける意思はあるかどうかご返答いただきたい。

○安原宗務総長

最初のお尋ねのときには検討委員会という言葉はなかったかと思えます。現在のところ、検討委員会というかたちものは考えておりません。

〔真宗〕二〇〇九年八月号三八〜四二頁)

○本多一壽議員(宗議会 宗門を開く会 大阪)

次に、これも御遠忌の目玉のひとつと成りうる「見真勅額」についてお聞きいたします。

一九八二年一月二十八日に当時の声明作法審議会の答申を受けて、当派は阿弥陀堂の須彌壇から天牌をおろしました。そして、『真宗』一九八二年五月号で、「天牌撤去の意味するところ」という欄が特別に設けられ、廣瀬果先生、北西弘先生の論文が掲載されています。

廣瀬先生はそのなかで、「親鸞聖人の門徒にとつての礼拝の本堂である阿弥陀堂に「天皇尊牌」が置かれており、そのことを信心の事実として、ほとんど真剣な課題とせず今日に至つたということは、空洞化した信心の現われであつたと言わざるを得ない。天皇尊牌がどのような歴史事情のもとに安置されるようになったとしても、またそのことを正当化するためのいかなる教義が組み立てられたとしても、そのすべては「浄土真宗」なる確かめのもとでは虚偽ではない。今回の天牌撤去は単に教団近代化の一行為ではない。あくまでも浄土真宗の信心における真偽の決判であることを銘記すべき」と言い切られています。

「教学的意義」というなら、私は、全くこの文書の「天牌」を、「勅額」と言い換えることができると思えます。あえて読み替えてみます。

「親鸞聖人の門徒にとつての聞法の道場である御影堂に「見真勅額」が掲げられており、そのことを信心の事実として、ほとんど真剣な課題とせず今日に至つたということは、空洞化した信心の現れであつたと言わざるを得ない。「見真勅額」がどのような歴史事情のもとに安置されるようになったとしても、またそのことを正当化するためのいかなる教義が組み立てられたとしても、そのすべては「浄土真宗」なる確かめのもとでは虚偽ではない。勅額撤去は単に教団近代化の一行為ではない。あくまでも浄土真宗の信心における真偽の決判であることを銘記すべきだ」。

いかがでしょうか。

万が一、その言い換えはおかしいと言われるなら、その根拠をお示しく下さい。

一昨日に釋氏議員からも提言がありました。私も勅額を降ろし、その後、宗門の歴史の証人として、勅額の展示をし続けていきたい一人であります。そして新生御影堂に過去の負の遺産をまた掲げないでください。勅額撤去を御遠忌の勝縁とする英断をいただきます。

先日の答弁で総長は「時代の宗政の課題」とおっしゃいました。ならばこそ、「真偽」を「決判」する課題として、真摯に取り組むご用意はありでしょうか。天牌は撤去したのに、またこの「時代の宗政」としては「見真勅額」を掲げ続けるしかないのでしょうか。お聞かせください。

○江尻静哉参務(宗議会 真宗興法議員団 能登)

「天皇尊牌」いわゆる「天牌」は、廣瀬先生も言われておりますとおり、礼拝の本堂である阿弥陀堂内陣本尊の脇に置かれるもので、それは、ある意味で「天牌」を礼拝の対象とするものであ

り、浄土の荘厳としてふさわしいものではありません。

「勅額」につきましては、外陣正面欄間の上に掲げられ、基本的にそれを礼拝の対象としているものではなく、「天牌」と全く同じものであるとは言えません。この額を掲げ続けるかどうかは先日、宗務総長が答弁いたしましたとおり、教学的な問題ではなく、宗政として今後しかるべき機関に諮りながら判断すべきものであると存じます。

〔真宗〕二〇〇九年九月号六七〜七〇頁)

◆『やまびこ』二〇〇九年七月一日

○竹田恵示議員(宗議会 真宗興法議員団 高田)

「御影堂から見真額を下ろす請願」

今議会において、13組榮恩寺住職・宮本亮二氏が15人の賛同者と共に、「御影堂から見真額を下げることを求める請願」をされました。

見真額については、数年前から宗政調査会や議会で質問があつたため、真宗興法議員団で折々議論がありました。「見真大師という額なら問題かもしれないが、無量寿経の『慧眼見真能度彼岸』の見真は、宗祖という人を表すに相応しいから構わないのではないか」と言う意見があつたり、「明治以後の真俗二諦論や天皇制と教団との関わりから考えれば下ろすべきだ」「見真額は勅額であり、世俗的權威の象徴であるから問題がある」といった意見が交錯しました。

大師号は1804年(文化元)以降、東西本願寺、仏光寺が度々大師号の宣下を願ひ出していたものですが、明治に入つてからは、明治新政府の神仏判然、廃仏毀釋政策によって、厳しい仏教教団弾圧が行われます。

そのような状況下にあつて宗門存続の危機に直面した当時の人々は、大師号の宣下に宗門の活路を見出し、両堂

焼失の財政困難な中から度々の上納金や北門開拓などの難題に耐えたのでしょうか。

しかし、明治政府の仏教弾圧は、かえって激しい抵抗を生み出し、それに手を焼いた明治政府は仏教弾圧から仏教教団を取り込むことへ政策転換をはかるのですが、見真大師号の宣下も真宗教団を取り込む政策の一環という見方があります。

見真大師号の宣下以後、宮内庁から両堂再建に下賜金があったり、樹木伐採や運搬など様々な便宜が与えられ、宗門以外からも協力を得られるようになるなど、大師号の宣下は両堂再建の強力な推進力になったといわれています。

しかし、一方において大師号と勅額の下賜は宗門の「朝命遵奉」を強化し、やがて真俗二諦論を生み出し、富国強兵、軍国主義に迎合し戦争に加担する道につながります。

見真額を下げることに、仏教弾圧の嵐の中で、宗門存続のために辛苦された方々を切り捨てることにもなりかねませんが、それらの方々にも「そうであった」と頷いていただけのような十分な検証と学びを重ね、その上で各機関の議論を通して、最終的には宗・参両議会の共通認識のもとに決議を持っていくことこそ不戦決議の精神に叶うのではないかと思います。

本会議の討論中に「額を下ろしてから検証すればいい」という野次がとびましたが、それは死刑を執行しておいてから判決文を考えるようなものでしょう。

そのようなことから、真宗興法議員団では請願委員会において、議事録の残る本会議の議題にすることに賛成をしつつも、本会議では、今後十分な検証と学びの上に議論を尽くしていくべき課題として「現時点では本請願の採択は見送る」となりました。

見真額について、私達の議論のなかから見えてきた課題があります。つぎにそれを掲げて皆様にも考えていただき

たいと思います。――

《見いだした課題》

○阿弥陀堂から天牌を撤去したときに、十分な検証も説明もなかったとして、今もって批判の声がある。本山には勅使門があり、井波別院は後小松天皇の勅願所の石碑がある。全国に同様のものがあるか調査をし、併せて十分な検証をしていくべきではないか。

○「見真」は教団ではなく、親鸞聖人に下されたもの。額を下ろしても大師号は存続し続ける。はたして額だけの問題なのか、現状のまま掲げておくにしても、下ろすにしても、見真という諡号に今後はどのように向き合うのか。

○宗祖は著作の中で曇鸞大師善導大師、源信大師(高僧和讃)と尊称しておられるが、それと見真大師、慧燈大師をどのように判別できるか。

《高僧和讃》

本師曇鸞大師をば 梁の天子蕭王は

おわせしかたをつねにむき 鸞菩薩とぞ禮しける

○見真大師号は大谷派のみならず、全ての親鸞門徒の問題であるならば、真宗教団連合との関わり、殊に西本願寺へ礼を失しない説明が必要か？

○業者が販売する見真額を掲げている寺院教会や門信徒が多数存在する。また、1978年(明治11年)以降の寺院教会及び門信徒に授与した宗祖の御影には「見真大師」の諡号染筆がなされている。本山が額を下ろした場合に、これらの扱いは如何するか。

以上、私の記憶を綴ってみました。追って「見真額検証委員会」のような機関の設置望ましく思われますが、この度の請願は仏教各宗、各派にも注目され、意義深いものがあったと思います。

『やまぶこ』(七頁)

参議会議員は高齢者が多いのですが意気盛んで、宗議

議員との懇談会の席で、宗議会に「見真額を下げる請願」が出ていることを聞いた某議員「参議会の存在理由の大切さが分かった。宗議会の暴走を止める役割があるんだよ」とか「われわれが懇志を出して成り立っている宗門だ、住職方だけの好き勝手にはできない」といった元氣な発言がありました。

「教団」と「私」の問題の検証

6組 最賢寺 金子 光洋

「見真」という大師号は、親鸞聖人に宣下されたと思っている人もいるとは思いますが、親鸞聖人が直接要求したのではなく、当時の教団が要求したものである。何故、要求しなければならなかったのか、明治時代の修復を成す為、教団が世間的な地位を獲得する為、様々な事柄が想像し得る。史料として残っているものから読み取ることもできるだろう。

新宗憲において「見真大師」の名称を使用しないという決議がされた。決議がされたにもかかわらず未だ御影堂に掲げられた見真額、私に何を訴えているのか。私自身に引き当てて今後も考えていかなければいけない。

ただ決議されたのであれば勅額は下げても全く問題がないと思う。そして常設展示をし、教団の問題、私の問題として検証していく必要があるのではないだろうか。

◆『会報 ねんごろ』第六号二〇〇九年七月七日

○居多徳恵議員（宗議会 グループ恒沙 高田）

【請願、残念でした】

教区靖国問題研究班班長であり、選出教区会議員でもあられる宮本亮二さんが請願者となられて、高田教区から「御影堂から見真額を下げることを求める請願（請願1）」と「天牌・見真額等の資料の常設展示することを求める請願（請願2）」の二本の請願が出されました。

賛同者には教区会正副議長をはじめとして、教区門徒会長や組長、選出教区会議員を含む十五名の方々が署名、捺印されていました。それは、言ってみれば、高田教区を代表される方々が提出された「請願」であつたわけです。

宗議会の議長に提出するには「紹介議員」が必要なため、請願者の宮本さんは高田教区選出の宗議会議員である竹田さんにもご依頼されましたが、小生一人が紹介議員として請願書に署名捺印して、議長に提出しました。

二本の請願は、本会議において「請願委員会に回付すること」が述べられ、請願委員会で七名の委員による慎重審査の結果、「請願1」は「本会議で採択の決を採ることを全会一致で決定」され、「請願2」は「多数で決定」されました。

これで、本会議でも請願が採択されて、「御影堂から見真額が下げられる」と思っていたのですが、興法議員団から「反対討論」の通知があり、本会議において幹事長が「反対討論」に起られました。これに対して、グループ・恒沙の代表（岡崎教区の三浦さん）が「賛成討論」に起られました。（『真宗』九月号に内容が掲載されるのではないかと思います）

採決の結果は、グループ・恒沙の十一名と宗門を開く会の九名の計二十名だけが賛成で、あとの議員は反対でした。（内局員の六名と、請願委員の四名の方々は議場から退出さ

れました）よって、「請願は採択しない」ということになりました。

宗会は真宗大谷派の最高議決機関です。宗議会の請願委員会が「全会一致」で決定したことを覆すというのは、いったいどういうことでしょうか？ 空しさを感じてしまいました。

なお、宗務総長の「見真額」についての見解は『真宗』八月号に「代表質問」の答弁のところで掲載されるでしょうから、ご一読ください。この件につきましては、今後もしつこく問うていきたいと思ひます。

◆「宗門を開く会」第五〇回宗議会報告

○三浦崇（宗議会 宗門を開く会 三重）

【当局に決断力なし！】

このたびの議会に高田教区より「御影堂から見真額を下げることを求める請願」と「真宗大谷派の歴史を検証できる天牌・見真額等の資料の常設展示することを求める請願」が提出されました。

また、今議会で、代表質問や一般質問や各委員会においても「見真額」についての当局姿勢を質する声が何度もあがりました。

「見真額」は1876年に明治天皇より宣下された宗祖の諡号であり、宗門が朝命遵奉を強化していった歴史を検証するなかで幾度となくその問題点が指摘され、課題となっていました。特に1981年の「新宗憲」施行にあたっては「見真大師」の名称を使用しない決断がなされ、2001年には授与物の御影名称を改正し、名称使用を取り止めた歴史があります。

提出された「請願書」は、「崇敬の場に見真額があることは願生浄土の尊い姿がそのまま真逆の世間の権威を崇敬

し礼拝する姿を作り出す」と指摘し、「宗祖御遠忌を迎える今こそ諡号宣下が不要のものであつたことの認識を共有しなければならぬ」とその願いが記されています。

請願委員会では全会一致で議会の議に附することを要すると決定しましたが、残念ながら本会議では与党心ある興法議員団所属の請願委員4名は退席の反対により否決されました。反対理由は「本件については今後宗政調査会等で議論してゆく」という非常に消極的なものであります。

先の宗政調査会において、興法議員団の幹事長自らがその問題性を指摘していたにもかかわらず、与党内で論じられることもなく、等閑視されてきたことを暴露したものと云わざるをえません。このような結果に至つたことは、誠に残念でなりません。

今議会は、宗祖の御遠忌を目標に控えた任期最後の議会であり、議員に与えられたこの四年間を総括するとき、宗門を、そして宗政のあり方をチェンジする最大のチャンスでありました。しかし、私たちの力及ばず、残念ながら興法議員団は従前の論旨に終始し、新たな一歩を踏み出す絶好の機会を放棄してしまいました。

私たちは、せつかくのチャンスを見送ってしまいました。申し訳ないことです。責任の重大なるものを感じます。

今回請願が否決されたことは過誤の歴史を直視してゆく決意の欠如と責められても仕方ありません。これまで宗会で「不戦決議」を始め宗門の負の歴史を深く慚愧し表明してきた線上に「見真額」の検証もあつたはずですが、それにもかかわらず、今日また新たな負の歴史を刻んでしまいました。

「同じ過ちを繰り返さない」という確認の場として、他の資料とともに常設展示されることが、大谷派の歴史を正しく検証してゆくことになるはずですが、私たちは、今後その実現のために力を尽くす覚悟です。

「編集後記」

何故、宗議会は「見真額」を降ろすことの決断ができなかったのでしょうか。

まず、(問題提起されている他の重要な課題と同じく)このことは面倒な問題だと考えている人たちが、(本当はそうではないにもかかわらず)降ろすことで自分たちが苦勞をするから、とりあえず回避したということです。

そして、(他の重要な課題に対してと同じく)当初から課題に対して、硬直した答えを持ってしまっているということがあります。つまり、「見真額」を降ろさないという結論がまずありきなのです。そこに議論の余地や他者の言葉を聞く耳はありません。そのために様々な理屈を後付けしなければならなりません。今回も、苦し紛れに何種類も作り上げられました。

「見真額」をもらって門信徒に元気が出て両堂再建への励みになった。今回の御修復は明治再建と同じ状態にするのだ。宗門の世論を聞かなければ。参議会の意向は…。等々。要するに、自己を含めて、宗門を変えよう、変わりたい、つまりチェンジということ拒否したということです。

そのことは結果として、宗祖親鸞聖人の精神、同朋会運動の願い、そして、宗教教団・思想集団としての存在理由を自ら裏切ったということになります。

これまで自分たちが言ってきたことを自ら裏切つても、ひたすらズルズルと宗祖親鸞聖人750回御遠忌へと暴走しなければならぬのは何故なのでしょう。

そこにあるのは、自分を守る姿勢だけだと言えば、言い過ぎでしょうか。

私たちは困難な課題にも、なんとか真向かいになろうと考えています。

皆様のご意見を是非お聞かせください。

◆二〇〇七年五月「常会」議事録(一七二〜一七七頁)

○藤内和光議員(宗議会 グループ恒沙 仙台)

次に、移ります。宗門の存立意義は、申すまでもなく教法宣布にあります。従つて、最も戒めるべきは、法義に悖る施策や表現を、宗門の名において、していないかという事でありませぬ。法義に悖る事、つまり、教えを覆い隠したり、教えを歪めたりするような事柄、表現であります。須彌壇収骨はそのことに関係します。ここでは、その他に二点、お尋ねをします。

はじめに、御影堂に掛けられている見真額についてであります。見真額に関する総長の見解は、かつて聞かせていただいたところでは、ある先生の言葉を引かれて、「親鸞聖人がいだかれたものを我々が勝手に下げる事はできない」というご認識のようです。その先生がいつ発言された事であるのか、時代性という問題もありますから、その辺も考慮せねばならないでしょうが、今はその先生のことではなく、そのような認識を示される総長のお考えを改めてお聞きしたいと思います。

今年承元の法難八百年にあたり、二月九日には、当派の有志が呼びかけて開催したナムナム集会には八〇〇人を超える人達が、雨の中、全国から集われ、また、高田教区主催の御流罪八百年法要には、教区内外からあまたの人々が参加されたと聞いています。さらには、この九日には、東西両本願寺・浄土宗・西山浄土宗の有志が呼びかけて集會を持ちます。その問い合わせがすでに全国から来ており、関心の高さをひしひしと感じています。

承元の法難をあらためて問い直そうというところには、教育基本法の改悪や国民投票法がバタバタとやつつけ仕事のように決められていくという状況のなかで、「主上臣下、法に背き義に違し、忿を成し怨を結ぶ」と、厳しく権力

「見真額」を下ろして御遠忌を

8組 大蔵寺 長尾 正示

来年(二〇一一年)宗祖親鸞聖人の七五〇回御遠忌を迎える。「宗祖としての親鸞聖人に遇う」を基本理念としている。この「御遠忌」は教団の社会的使命—今後どのような教団になろうとしているのか—が問われる。

高田教区は二〇〇七年に「宗祖の御流罪八百年法要」を勤め、そして御遠忌に向け「流罪からの出発」というテーマの中で聞法・研修を続けている。

今回の「御遠忌」には、かねがね指摘されていた御影堂正面に掲げてある「見真額」を下げて厳修して欲しい。

「見真額」は江戸時代後半より教団が画策し、一八七六(明治九)年に天皇より「宣下」された。その後一八八九(明治二二)年に「御影堂」を「大師堂」に改称した。一九八一(昭和五六)年に新宗憲が施行され、「御影堂」に名称が戻された。

名称を改称した年、一八八九年二月に大日本帝国憲法が施行され、四月に教団は「御影堂」から「大師堂」に改称したのである。

「見真額」を下ろす事で終わらない。先に下ろした天牌・龜山天皇の尊儀等歴史的検証物を隠すことな資料として展示し、仰せでなきことを仰せとしてきた負の歴史を、これからも検証し続けていくことが願われている。

その為にも今回の御遠忌は「見真額」を下ろして厳修して欲しい。

ある者を糾弾され、さらにそれは糾弾するだけにとどまらず、同時に迷いに沈む権力者をも救わんとする念仏の教えを確かめたいという欲求があるからではないでしょうか。そういう時代状況だからこそ、権力を問い返す視点として、念仏の教えからそのヒントを得ようとして、それが関心の高まりに繋がっているのではないのでしょうか。

越後の大地で、愚禿を名のり、権力への冷徹な眼をもつて、国家から認められた僧侶であることを捨て、九十年のご生涯を非僧非俗として生きられた親鸞聖人が、大師号の諡号を贈られる事を喜ばれるでしょうか。非僧非俗を生きたられた親鸞聖人と、見真大師とがどうしても一つには重なりません。総長は、そこに何ら矛盾がないというご理解でしょうか。もしそうであるなら、そのご領解を教えてくださいたいものです。

一九八一年に新しく宗憲が定められた時に、大師堂及び大師堂門が、それぞれ御影堂・御影堂門に改められ、明治天皇の宣旨をやりとりする行事を取りやめました。もし、大師号を大事にする事に問題がないでしたら、何故、名称変更等が行われたのかその理由を示して頂きたい。

今後も掛けられ続けるのであれば、宗門における大師号の学問的見解を明示する事を要望します。如何ですか。

○熊谷宗憲宗務総長（宗議会 真宗興法議員団 金沢）

以前に、ある総長が言われましたが、「私たち僧侶の営みは、すべてが葬式から出発しておるでないか」。じゃ、宗祖は葬式をどうご覧になったか、宗祖は葬式をやられたのだらうか、そんなことを今ふつと思ひ出したようなことではないかと。

多くのお尋ねの中で、いわゆる「見真」の額についての私の方からお答えをいたします。

確か一昨年でしたか、藤内議員、ただ今と同様なお尋ね

がありまして、当時、私であったか安原参務であったかがお答えしたかと思ひます。「見真」ということの学問的意味と、こうおっしゃいますが、「ご承知のように「見真」という言葉そのものは、大経下巻の「慧眼見真、能度彼岸（慧眼真を見て能く彼岸に度す）。そこからとった言葉だと言われております。」

この額につきましては、私は『教化研究』のなかで、教研から鶴見研究員がこの大師号について研究論文を発表されておりました、もちろん議員もお読みかと思ひますけれども、あれを読みますと、明治九年に明治天皇から大師号が諡号される。当時、殿上人は大変お喜びになって、さつそく大教院へ行つて頂戴したと。それから三年後の明治一二年には、いわゆる額そのもの、勅額がご下賜になるといふことで、これも受け取る。それはある意味、明治の仏教が国家のそういう権力に擦り寄つたという面は、私も否みません。

ただしかし、当時、法難とも言える廃仏殿釈で、宗門は非常に疲弊した空気であつたろうと思ひます。もちろん両堂は焼けてございませぬ。その明治天皇から勅額がご下賜になるといふことを、恐らく当時の門徒は大変喜んでしよう。いただいた額を、さつそく掲げるところの両堂を建てねばならぬと。皮肉にも、この大師号・諡号のご宣下が両堂再建への意欲につながつた。

私は、そういう当時の歴史を見たときに、なるほど昭和五十六年、宗憲改正の折に、大師堂あるいは大師号というものを廃せられておりますが、しかし「見真」という言葉そのものが書かれておる額まで下ろす必要がないという当時の方々のご判断によって、現在も掲額されておるといふことであります。

まことに宗門は八百年の歴史のなかで、現実社会のなか、あらゆる荒波のなかを潜ってきたわけでありませぬけれども、

この両堂再建とあわせて、この掲額を考えたときに、あながちにそのことをもつて直ちに下ろすというようなことは私の心にはないのでありまして、内局でも、あの額について今後どうするということのような議論は始まつておりませぬことをお伝えして、答弁に代えさせていただきます。

◆二〇〇八年五月「常会」議事録（一二二〜一二九頁）

○三浦長議員（宗議会 グループ恒沙 岡崎）

次に、「見真」額についてお尋ねします。

同僚議員の再三にわたる質問に、総長は「明治の仏教が国家のそういう権力に擦り寄るといふ面は私も否みませんが、「あながちにそのことをもつて直ちに下ろす」といふことは私の心にはないのであります」という趣旨のご答弁でした。

そのことを踏まえた上で提案があります。これまで数回に亘つて参拝接待所ギヤラリーで開催されてきた「非戦・平和展」において一度「見真」額を下ろして展示し、大師号の意味や当時の経過と時代背景等をパネルに掲示し、問題提起ということ、宗門関係者はじめ一般参詣者に公開することは考えられませぬか。総長のご意見をお伺いします。

○里雄康参務（宗議会 真宗興法議員団 大垣）

まず、「見真」額についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のように「見真大師」とは一八七六（明治九）年、明治天皇より宗祖に対して送られた諡号であります。この「見真」という言葉は『大経』下巻「慧眼真を見て能く彼岸に度す」に依ると言われています。この大師号については、これまで宗門の近代史を検証する過程において、戦前の天皇制国家と宗門との関係の問題が指摘されてきて

ことであります。こうした歴史を踏まえ、宗門では一九八一年の「宗憲」改正に際して、新「宗憲」での大師号の使用を止め、また二〇〇一年には本山授与物の大師号使用を廃止してきましたことはご存じのとおりであります。引き続き、この近代史の検証作業を継続し、教団の社会的位置づけを検討し、課題を明確にしつつ宗門の方向性を考えていきます。

九 教区会での議員提案書

高田教区教区会での議員提案は次のものである。議員総数（採決時）二〇票のうち賛成一二票で採択され、議長から宗務総長へ渡されたことが報告されている。

なお『二〇〇九年度高田教務所事務連絡事項（教務所長巡回資料）』（三〇頁）に全文が掲載されている。

二〇〇九年度教区会議員提案

「謚号額を下げ教団の歴史を検証できる史料として常設展示する」ことをすみやかに検討することを求める決議

先の宗祖親鸞聖人七〇〇回御遠忌法要を勝縁として展開された真宗同朋会運動には、「心から親鸞聖人の教えによって信仰にめざめ」「全生活をあげて本願念仏の正信に立っていただくための運動である」と明確な指針が謳われ、「それは人類に捧げる教団である。世界中の人間の真の幸福を開かんとする運動である」と感動的な宣言がなされています。

その純粋なる信仰運動によって、この身この世の様々な課題が明らかとなり、その課題を自覚自証して行く歩みが、戦争問題・靖国問題・部落差別問題・ハンセン病問題・脳

死問題・死刑制度問題・教育基本法改正問題等々として具体化されてきました。

そのなかで懸案であった「見真大師」という謚号の問題については、一九八一年六月一日の新「宗憲」から「見真大師」の名称を使用しないことを決断し、大師堂・大師堂門の名称もそれぞれに本来の御影堂・御影堂門に改められてきました。二〇〇一年七月一日には授与物の御影名称を改正し、「見真大師」「慧燈大師」の名称使用を取り止めることにもなりました。

しかし御影堂には未だに問題の謚号額が下るされることなくそのままの状態となっています。『宗憲』には、真宗本廟は「本派の崇敬の中心、教法宣布の根本道場」と謳われているのですが、その崇敬の中心に謚号額があるということとは、願生浄土という尊い姿が、その真逆の間（穢土）の権威を崇敬し礼拝する姿をつくりだしていることとなります。それでは教法宣布の根本道場でなく親鸞聖人の教えに背く場となってしまうのではないのでしょうか。

宗祖親鸞聖人七五〇回御遠忌法要を二年後にお迎えしようとする今、宗祖の開顕された本願念仏の教えにあらためて身を据え直し、「見真大師」という謚号を渴望した宗門の歴史が何であったのかを検証し、そのような謚号宣下が不要のものであったことの認識を共有しなければなりません。このことはこの度の御遠忌法要に浄土真宗の「いのち」を吹き込むことになると考えます。

今第五〇回宗議会において内局は、「見真額を宗門の重要課題として、あらためて認識するものである」「早急に宗務審議会等の検討の場を作り、十分な課題の共有と宗門世論の帰趨を待って、しかるべき行動に移るべきである」との見解を示されました。

よって、重要課題である「謚号額を下げ教団の歴史を検証できる史料として常設展示する」ことをすみやかに検討

することを求めます。

真宗大谷派宗務総長 安原晃 殿

二〇〇九年七月二四日

「親鸞」の名のりと「見真」

3組 大泉寺 比後 孝

謚号とは、死者に贈られる名であるが、天皇によって授けられる場合は、生前の名を奪う与奪の名ともなる。それは真宗門徒にとっては「親鸞」の名のりにおいて選り歩まれた佛道を忌避させる名である。謚号額は、我々に、靈魂と罪福の信仰である内なる民族信仰との対峙と、真宗念仏者としての国家観とを問うている。天皇から大師号を受けそれを誇ることは、天皇制支配の歴史を肯定し、天皇制軍国主義体制の下、天皇に直接臣従し、国家佛教化している他の旧佛教教団の諸宗派と肩を並べ公認されることを、教団存立のための国家観とすることである。

いま一つ、宗門の公式見解では、「見真」の名は『大無量寿経』の「慧眼見真 能度彼岸」の文を典拠としているという。しかし、衆生を彼岸に度せるのは佛・菩薩であって、この名を親鸞にあてることが、親鸞その人が我々の救済を審判したり救済者そのものになることを意味することとなり、到底容認できないことではない。

真宗大谷派高田教区教区会

二〇〇九年七月二四日

提案者 宮本亮二[㊟]
 賛同者 繁原 易[㊟] 千名哲爾[㊟]
 菴澤紹隆[㊟] 堀前恵裕[㊟]
 黒坂克己[㊟] 老野生常昭[㊟]
 長尾正示[㊟] 岩崎英宣[㊟]

議員提案に関して印象に残ったことが二つあった。一つは、そんなことをすれば右翼が攻めてくるということであった。しかし、そのような考えがすでに右翼に攻められているということになるのではないだろうか。

もう一つは、そんなことをすれば食べていけなくなるということであった。いったい何を伝えるために食べさせていたでいてるのであるのか。

蓮如上人四五〇回御遠忌法要頃の吉川英治「蓮如をおも」には次のように記されている。

「食えないから」という近頃の通用語は、一般庶民の生
 態には一理由になるが、まさか宗教家の言いわけにはな
 るまい。飢餓にぶつかるときこそ、庶民は「いのち」の支
 えをさがすのである。とたんに宗教家も、その彷徨混乱
 に伍して、無力化するばかりでなく、依然たる布施経済
 の習性をもちつづけようとするのは無理である。いや、
 あまりに無慈悲である。(中略)
 本願寺は、返す時である。庶民からうけた浄財を、今
 こそ、わらじを穿いて、全国的に返してあるく時である。
 決して、物質をいうのではない。宗教家ならば、無限
 にもっているはずのものを、戸々に訪ずれて、与えてあ

るときである。断じて、布施経済習性の、寄せれば集
 まる組織になれて、衆から貰うときではない、与えると
 きだ。

布施経済も、その作用と使命をよく果せば、世の中を
 よくする、美しくする、功利でできない偉大なる文化を
 も生んで行く。

その布施経済に絶息を告げないためにも、どうか、今
 日の本願寺教門が、そうあるように祈ってやまない。

もし、それを行えば、それこそ蓮如上人の大遠忌
 は、無数の蓮如を、今日に生むことになる。

本願寺は、裸になる。しかし、本願寺は亡びない。や
 がて日本の地上に、新たな光彩をもつて多くの心を救
 うであろうカソリック教と相並んで、浄土真宗の鐘も、
 世界的に鳴るであろう。
 (『われ以外みなわが師』大和出版「三三八〜二四六頁」)

十 教団問題を考える視座(提言の紹介)

ここには、われわれの教団の問題を考える視座として、
 これまでに教団に関して提言されたものを紹介した。それ
 は次のものである。

1. 柏原祐泉(元大谷大学教授)
 『近代大谷派の歴史』
2. 廣瀬果(元大谷大学学長)
 『浄土真宗の証し事―天牌撤廃におも―』
3. 和田桐(大聖寺教区浄泉寺元住職)
 『信の回復』
4. 宮城頌(元教学研究員・元九州大谷短期大学名誉教授)
 『真宗の基礎』

5. 児玉暁洋(元教学研究員)
 『真宗と靖国―同朋社会の顕現』
6. 竹中智秀(前大谷専修学院院长)
 『浄土を本国としてこの世を生きる』

『真実の国創り、ひと育て』

柏原祐泉『近代大谷派の歴史』

(前略)以上の法主制の性格は、学問的な問題のみならず、
 教団運営の上でも種々の問題を持ちつづけたとおもわれる。
 すなわち、法主は先の「綱領」や「寺法」の内容からわか
 かるごとく、教団の唯一絶対の統率者とされたから、教団
 の各時点における運営上の責任は、江戸時代以来の前例に
 よる法主の消息によつて公示され、法主個人の意志表示の
 形で布告されることとなり、それは原則的に教団の総意を
 結集し表現する性格をもちえなかつたからである。これを
 もっとも象徴的に感じさせられるのは、両堂の再建とそれ
 に伴う相続講の結成に関してである。

両堂再建

一八六四(元治元)年の兵火で全焼した両堂の再建は、幕末
 から維新期の時代変革のなかで、度重なる幕府や新政府へ
 の献金や、北海道開拓等々の出費なども絡み、宗門挙げ
 ての大事業であったが、それは早くも一八六七(慶応三年)九
 月五日に書立と直命が出されて、意志表示がされた。

その書立には、「御門跡様にも追々御老境に趣かせられ、
 何歎に御心急の御事に候へ者、尊慮之程深汲得し奉られ、
 ……木石等御寄進申上げられ候様」と、厳如上人の切々た
 る願いが示され、直命にも、「遠くは代々え対し、近くは
 前住(達如)上人の遺慮に對し、未再建の催もなさず等閑に
 光陰を過さんこと不本意のいたり、……かく止む事をえざ

る予が苦慮の程を一同に汲得て、……懇念の取持あるべき様厚頼む。」と云つて、上人の苦衷が披歴されている。それは、法主に荷負された責任において発示された表現であり、言裏にその痛切な心境が窺われるが、しかしこの表現は、再建への懇念があくまで法主への奉仕という形で、示されねばならなかったことを示している。

実際に両堂の再建に着手したのは、一八七九(明治十二)年に宗祖の勅額を受けたのを機としてであるが、その年五月の書立にも、「弥以両堂再建ノ時節到来ト……此度更ニ建築着手ノ儀断然御決定相成、」といい、同年十一月二十六日の消息でも、「此ときいよく再建を企てずんば、予敵如上人が当職もたがたきをや。……予も年齢六十三歳にいたれり。あはれ存命の内に此再建を大因縁として、いよく法義を興隆し、……」と述べて、同じく法主の意志表示として、着手が公示されている。

もちろん、この表現が、たんなる個人的意味でなく、教団的公人としてのものであることは、先述の法主の性格から明らかである。しかし、法主が江戸時代以来の教団上、教団上の実態的な唯一の教権を保持する以上、右の消息等が法主の個人的専権の表現をとつて発示されているのは、当然なことであつた。

したがつて、右の書立で、「抑 大堂ノ造営ハ名利勝他ノ義ニアラズ。ヒトエニ仏祖崇敬・門末教導ノタメナレバ、有縁ノ道俗此挙ヲ以テ法興隆ノ大因縁トアヒコソ工、」と、再建が門末の信心喚起の動機と位置づけられても、少なくとも消息や書立の表現の上では、法主への奉仕の形をとり、決して、門末の総意を信仰へ向けて端的に結集し実態化した形での、全体内な意志決定による再建として、表示することにはならなかったのである。

それは、一八九五(明治二十八年)四月に両堂の遷仏・遷座式が終わり、五月十二日に発せられた「御満足之御消息」

でも、「此再建は前住(敵如)上人多年の宿願にして、日夜に深く苦慮したまひしところ、……またく門末の懇念のあらはれなれば、(敵如上人は)彼蓮華蔵界のうちに於て、この莊嚴をみそなはし、定めて喜びまします。かくてこそ遺訓もむなしからず、予(現如上人)が辛勞のかひもありけれど歡喜の思ひ胸にあふれ、坐に感涙を催すばかりなり。」と縷々感激の心情を吐露されている場合も、同じことがいえるであらう。

ところで、再建の完成は文字通り「またく門末の懇念のあらはれ」によるもので、再建の進捗状況を詳しく報じた『開導新聞』によると、その懇念の内容には実に多くの門徒大衆の、生活までをかけた献納も含まれていたことがわかる。献納の主要なものには、総瓦、総畳、用材、敷石・礎石、毛綱、手伝人夫等があり、また用材の伐り出しに多くの尊い犠牲者まで出したことも、よく知られているが、その他、貧困生活からの種々の「御取持」が報じられている。

二、三を紹介すれば、伊予国の某貧農夫婦は五、六反の小百姓で六人の子持ちながら、子ども用に残してきた綿十貫目を献納し、豊前国の某信女も貧困で余財一銭もなく、機織り中の木綿を外して進納し、同国某農民も貧困のため日々使用の鋤を外して、再建の万分之一にと差し出し、三河国の某貧農夫婦も長女を奉公させて一年分の給金十円を献納し、羽後国の芸妓某もその地方流行の姪子大黒の手踊りをして回り、祝儀代五円余をそのまま上納し、伊勢国の某も一家の糊口成難い状態で、きせるとタバコ袋を献納し、再建中禁煙したタバコ代の上納を申し出で、美濃国の九十二歳の老夫は藁草履を作り、売却の五円を石築費用に献じた、等々である。

このような記録は枚挙に遑ないが、これらの犠牲的で純一な大小無数の「御取持」が信仰心の発露によるとすれば、

それは各門信徒一人ひとりの内面的な求道的作業の発露として示されたものであり、したがつて両堂再建は自らの信仰的崇敬心の対象として協賛され、かりに江戸時代以来の善知識観が介在していたとしても、その崇敬心と消息等の法主中心の再建要請の表現とは、かなりのずれがあつたとおもわれる。その崇敬心は、念仏を明らかにした聖人の恩徳への讃仰を中核としたものであり、その讃仰の場、念仏讃嘆の総結集場としての両堂再建をめざしたはずであつた。

このようにみれば、教権の専権的な法主制は、あるいは教団統率の超越的な牽引力とはなつても、信仰心に支えられた教団構成員全体の総意を代弁する性格を持つことには、なりがたかつたことがわかるとおもふ。しかもなお、近代の教団はこの体制を保持しなければならなかつたのであつた。

相統講の結成

(前略)ところで、右のごとく法義相統が「宗祖以来伝灯御相承」の唯一の善知識としての法主による「法義ノ正不ヲ決判」する専権に随順して行われるべきものとされる形態は、江戸時代以来の法主制が、あたかも明治以後の神格化された天皇制とそのまま照応した感をもつが、本来的にいつて、自覚的な信仰は内発的、主体的なものであり、外発的な専権への随順とは相反する性格をもつといえよう。それは、法主といえども、本義としては、宗祖が「みな、いし・かわら・つぶてのごとくなるわれらなり」(『唯信鈔文意』、傍点筆者)といわれたごとく、先の「趣意書」のいう「愚夫愚婦ノ類」と同格の本願救済の対象であるはずだからである。

したがつて法主制は、教団の俗権的な統治力は行使しえども、教団が本義とする信仰上は、本来的には、あるいは少なくとも個の人間の救済にめざめる近代においては、矛

盾した性格をもつといわねばならない。もちろん教団が信者の集団である以上、「銘々自己ノ僻案ヲ募」ることが許されるはずもないが、ただ信仰の確かめは、本来は自己と本願との出会いにより明確にされるべきもので、その教団における営みは、おのずから御同朋御同行の相互信頼から運営される方向があるものと、愚考されるところである。国家の主権が神聖不可侵とされる天皇旧「帝国憲法」にあれば、国民の真の自主独立の保証が約されないごとく、教団に専権的な法主の信仰への「決判」制が認められれば、門末大衆の真の主體的、自覚的な信心への道を阻むことになりかねないであろう。

のみならずそれは、法主制に連なる教団の貴族意識や權威主義を助長し、その対極としての「愚夫愚婦」という門末への愚民観を払拭しえない構造をもつといえよう。あるいはまた、法主を門跡と仰ぐ貴族主義から展開する、寺格や堂班の差別的性格を、教団維持の手段として、否定しえぬこともなるであろう。

このようにみれば、少なくとも法主制下に運営される相続講は、募財の有力手段とはなりえても、それが願いとして掲げた法義相続という真の目的を満たすことには無理があり、ひいてはこの構造での募財にも自ら前近代的な限界があつたといえるであろう。

部落問題に対する取り組み

(前略)以上、近代大谷派の歩んだ過程をごく概括的に考察したのであるが、要するにその大筋は、常に時代の政治的、国家的動向と歩調を合わせて進んだもので、それは以後の昭和前期においても、その調子を増幅することはあつても、変ずることはなかつた。それを一貫するものは、前述のごとく仏法と世俗の等値化、同質化の方向で、そのため仏法は世俗のなかへ無批判、無制限に埋没し、仏法を世俗化させ、仏法の普遍性、世界性や、超俗的次元における

人間解放の本質等を、歪曲させてゆくこととなった。

もちろんそれは、近代以前の永い封建時代からの當為の継続によるもので、その払拭と本義への回帰は容易な事柄ではない。ここで、われわれはまず、その歴史における宗門の実態を、真宗開頭の仏法の眼を通して、もう一度見つめ直すことから、出発すべきであろうとおもふ。

『真宗』一九八八年四月(六月号所収)

(『宗門近代史の検証』『宗報』等機関誌復刻版・別巻 三三三頁)

廣瀬泉『浄土真宗の証し事—天牌撤廃におもふ—』

夫ハテ諸修多羅勸決真偽一教誠外教邪偽異執者涅槃經言歸依於一仏者終不更歸依其餘諸天神出般舟三昧經言優婆夷聞是三昧欲一者者自歸命仏歸命法歸命比丘僧一不四得三事二余道一不五得四拜三於二天一不四得三祠一鬼神一不四得三視一吉良日一上又言優婆夷欲學三昧一不四得中拜二天一祠中一神上出

『頭浄土方便化身土文類』の末巻は、このように書き出されてる。そして、その末巻の本文は

論語云季路問事二鬼神一子曰不三能二事一人焉能

という『論語』「先進篇」の文を以て結ばれている。余りにも有名であり、余りにもよく了解されているであろう事柄である。しかし、わたしはあえてその文を聖人の真筆のままに記した。記しながらわたしは、たしかに余りにも有名な文ではあるが、はたしてそこに明らかにされている事柄が明瞭に了解されているであろうか、と、自問せざるを得なかつた。それは、親鸞聖人によって開顕された浄土真宗なる仏道が、本当にわたしの生活を貫く道となっている

かという問いである。徹底して自問である。しかし、決していわゆる自己反省といった私的な問いではない。浄土真宗の門徒として生きると言うたわたし自身に対する、浄土真宗なる仏道からの問いなのである。わたしの歩むべき道が、歩むわたしの姿勢を厳しく問うてくるのである。そうした質の自問のもとに、わたし自身の歩みの曖昧さが次から次へと摘示されてくる。

『頭浄土真実教行証文類』、すなわち『教行信証』六巻のなかで、親鸞聖人がその約三分の一の分量をそれに当てているのが『頭浄土方便化身土文類』であり、しかも、この一巻だけは、はっきりと本・末の二部に分けて記されている。そこに、わたしは改めて、浄土真宗を開顕しようとした聖人の本意を思い見ないわけにはいかない。『末燈鈔』に

浄土宗のなかに、真あり仮あり。真というは、選択本願なり。仮というは、定散二善なり。選択本願は浄土真宗なり。定散二善は方便仮門なり。浄土真宗は大乗のなかの至極なり。方便仮門のなかにまた大小権実の教あり。

というお言葉があるが、わたしは、この一文を拝読するたびに、親鸞聖人にとり「浄土真宗」という四字は、単なる宗派名でないのみではなく、宗名でもなかつたのではないかと思えてならない。それは、親鸞聖人における大乘仏道の確認の言葉であつたと思える。なにをどのように確認するのかといえば、この『末燈鈔』の文からも充分に窺い知ることができるよう、師法然により人間の歴史のただ中に開かれた浄土宗こそが「大乘のなかの至極」であるという、そのこと一つなのである。その確かめをするために「真」と「仮」とを選び、その内実を「選択本願」と「定散二善」とに分ち、それを「浄土真宗」と「方便仮門」と判別して、「浄土真宗」を「大乘のなかの至極」とし、「方便仮

門のなかにまた大小権実の教あり」と言い切るのである。すなわち「浄土真宗」という言葉で確かめられていることは、「真」なる「浄土宗」は「選択本願」を内実とする「大乘のなかの至極」の仏道であるということに外ならないのである。

ところで、そのような「大乘のなかの至極」である「浄土宗」こそは、二〇〇〇年の仏教の歩みが自ら保持しつづけてきた観念性を捨棄し、人間の具体的現実を過不足なく成満する道として、なまなましい人間の歴史のまったただ中に開示された仏道である。したがって、人間内面的な関心も、その仏道の素因とはなり得ない。徹底した仏の道であって、向上的な人間の道ではないのである。その徹底的仏道がなまなましい人間の具体性のただ中においてはたらくのである。まさにこのような大乘のなかの至極の仏道のいのち、それこそが「選択本願」なる「念仏」なのである。

わたしは「浄土真宗」とは親鸞聖人における確認の言葉であると言った。なぜそのようなことを言うのかといえば、「浄土宗」なる仏教は、人間におけるいかなる具体的生活態をも選ぶことなく自己自身とし切つて、「大乘のなかの至極」であることを証しする仏道だからである。人間のいかなる諸関心をも払つて、人間をすっかり包み切る仏道、それが「浄土真宗」として確かめられる「大乘のなかの至極」なのである。

しかし、そうであればこそ「浄土真宗」は、常にたゆみなく人間関心のなかへ仏教をひきずりこみ、仏教を擬似仏教へと変質せしめる事実を鋭く見据え、それを排除しつづけるなければならない。それが、「浄土真宗」であることの唯一の証しだからである。『教行信証』六巻のなかにあつて「方便化身土巻」だけが、本・末の二部に分けてまでして記述されなくてはならなかった、もつとも具体的意味を、

はつきりとそこに見定めるべきである、と、わたしは考える。大胆に言えば「方便化身土」という、そのことこそが「浄土真宗」の証し事なのである。それは、人間の具体的現実態こそが、大悲なる方便摂化の仏身の世界であるということだからである。人間の生活態の外には大悲方便摂化の仏身の土世界がないという、そのことに徹すること以外に大乘の仏道はないという確かめ、それが「浄土真宗」という仏道の証しなのである。人間の現実、それが仏道の全面的に能動する場であると言い切れる仏教が明らかにすることは何か。それこそ、最初に引用した二つの文によつて

明白にされているのであろう。親鸞聖人は、「それ、もろもろの修多羅に拠つて真偽を勘決して、外教邪偽の異執を教誡せば、涅槃経に言わく」と記している。すなわち、仏道の真偽を勘決して外教邪偽への転落の危機を、如来入涅槃の遺教を聞くことを以て教誡しようとするのである。如来の遺教を聞く仏弟子として仏道の真偽を勘決し、外教邪偽への異執による転落を教誡するのであり、その遺教は「仏に帰依せば、ついにまたその余の諸天神に帰依せざれ」という一事に尽きるのであり、その具体的様態を押えれば、余道に事え、天を拝し、鬼神を祠り、吉良日を視る、という人間の内なる不安に基づく擬似宗教の否定であり、さらには、天を拝し、神を祠しようとする外的な権威への隷属の拒否なのである。そのことによつて、「浄土真宗」が「大乘のなかの至極」として確かめる仏道は、「人、いづくんぞ鬼神に事えんや」という尊厳なる人間の自立に外ならないのである。思えば、親鸞聖人によつて「浄土真宗」として明らかにせられた大乘の仏教は、具体的に明白な仏道なのである。しかし、それが淳平として淳なる仏道であるが故に、われわれはいつしか人間の諸関心のもとで、それを非仏教化する。無慚無愧のきわみと言うべきではないか。

親鸞聖人の門徒にとつての礼拝の本堂である阿弥陀堂に「天皇尊牌」が置かれており、そのことを信心の事実として、ほとんど真剣な課題とせず今日に至つたということでは、空洞化した信心の現われであつたと言わざるを得ない。天皇尊牌がどのような歴史事情のもとに安置されるようになったとしても、またそのことを正当化するためのいかなる教義が組み立てられたとしても、そのすべては「浄土真宗」なる確かめのもとでは虚偽でしかない。今回の天牌撤去は単に教団近代化の一行為ではない。あくまでも浄土真宗の信心における真偽の決断であることを銘記すべきである。

(『真宗』一九八二年(昭和五七年)五月号六〇八頁)

和田稔「信の回復」

「四 真宗教団の課題 1、顛落の歴史—聖人への反逆—」

権力との握手

親鸞聖人によつて開顕された「浄土真宗」が真実の教であり、人類普遍の救済の原理であり、したがつて現代日本を開く民族の指標であるとしても、本願寺教団によつて具象化されている「現実の浄土真宗」はどう見ても聖人の教えを宗としているとは言えないではないか。靖国を習俗信仰の系譜であり、権力と離れがたい民族の業だと批判しながら、真宗教団自身が本山から一般寺院にいたるまで、本質的に習俗化し、権力化してしまつてはいないか。真宗教徒自身の信心が閉鎖的な民族意識の枠の中へすっぽりとハマりこんでしまつてはいないか。それでは靖国を批判する資格がないではないか。

私たちは今、内外からのこうした鋭い逆批判の前に立っています。「外なる靖国」を告発しようとするとき、まさに私たち自身の「内なる靖国」が告発されているのです。

内外からの告発というより、それは何よりも私自身の自己告発でもあります。

聖人の正統を自任する本願寺教団が、このような告発をうけねばならぬようになった事態については、これもまた日本人の民族の業だとしてかんたんに片づけることのできぬものがあります。

すでに見てきたように、浄土真宗はそれが真実の教であり、希有の教である、まさにそのことのために、民族の習俗社会一般からすれば「異端の宗教」でありました。ということは、日本人の他のすべての宗教に共通する重要な諸要素が親鸞聖人の教えの中にはほとんど欠落してしまっているということ。民族の神々を信仰対象として許す本地垂迹、家・祖霊にかかわる追善菩提、国家権力を宗教の中で位置づけようとする鎮護国家や王法佛法、宗教的实践としての造像・造塔や儀礼の重視、除災招福にかかわる祈祷その他の呪術的行爲、これらはすべて日本人の宗教としては昔も今も欠くことのできぬ重要な要素ですが、これらのどれひとつとして聖人の教えの中に見出すことはできません。

私たちはそこに民族の業障を踏みぬいて開かれた聖人のしたたかな世界を仰がずにはおれません。しかもひとたび聖人によって開かれた世界は、決して聖人一人にとどまるものではなく、綿綿として幾千万のわれらの父祖の生活を開いて、今日の私たちにまで開かれてある事実を思わずにはおられません。念仏の信が、個々の行者にとってふたたび流転に退転することのない「不退の位」の確認であるなら、民族の歴史の上にひとたび開けた精神の覚醒もふたたび民族の業に閉ざされることはないはず。です。

そうすれば、現在、前記のような告発を受けねばならぬほどの教団一般の実態を招いた決定的な事由は何か。それは真宗教徒であろうとも日本人であるかぎり民族の業のも

よおしを免れることができなかつたのだと簡単に結論づけることができませぬ。決定的な事由は、聖人以後、教団指導層によって聖人への意図的叛逆が行われたことにあります。ひとこと言えば、組織体としての教団の保身のために権力への迎合、癒着が計られたことに帰してよいかと思われま。そのことをいま教団の歴史の上に詳しくあとづけるいとまはありません。ただとくに織豊政権成立以後、江戸幕藩体制を通じて、わが国の中央集権的支配機構が確立する過程に即応して、教団と世俗権力との癒着が急速に進み、それとともに教団自体が本山を頂点として本寺と末寺、寺と檀家という世俗的支配体制を強化していった事実

に注意するだけで十分です。

このことは「余のひとびと(領家・地頭・名主等)を縁として念仏をひろめんとはからいあわせたまうこと、ゆめゆめあるべからずそうろう」と権力との握手によっておこる信の空洞化を極力警戒して、きびしくいましめられた聖人の教誡に対する重大な叛逆というほかはありません。

教義の歪曲

権力との握手は日本においては、ただちに習俗信仰、神仏習合との握手を意味します。聖人の怖れられたとおりに、専修念仏の教え自体がゆがめられ、空洞化されていったのです。

かつて、権力と手を握り、みずから権力の座につくことによって、仏教とは外儀のすがたばかりで内実は外道に墮しおわつたと聖人の悲痛されたあの聖道諸宗のたどつた道を、今や真宗教団が志向することになったのです。聖人の教えの中に見ることのなかつた本地垂迹、追善菩提、王法佛法などの前に述べた民族宗教的諸要素が次々と教団の中に持ちこまれ、奇妙な折衷、融合がはかられました。そして人間解放の光であり、庶民の生きる力であった聖人の教えが、支配体制の側からの民衆教化、思想善導の役割をに

なうことになったのです。

世俗権力と民俗の神々への随順が、教徒の守るべき掟として掲げられ、体制による人々の苦難は、因果応報の理による前世の約束であり、それを忍苦しアキラメることが娑婆のならいだとされました。現実生活とのかかわりもつばら家族社会の内部に限定され、そこでは親と子、姑と嫁間の封建的人倫道徳が強調されました。報恩の名によって祖霊の追善菩提が善根功德視され、救済の確証は死後の未来に持ち越されてしまいます。念仏は閉ざされた現実の中の恩寵となり、生活と離れた心情世界で信のよろこびが説かれるようになったのです。その当然のなりゆきとして専修念仏・一向不拝・悪人正機・信心正因・現生不退・諸仏等同・仏恩報尽という真宗の本領ともいうべき聖人の教えの核心が抜けおちてしまったのです。

これはあきらかに聖人に対する教団の裏切りであり、背信行為であります。教団といつても、それは門徒大衆の墮落による信の衰弱がもたらしたのではなく、教団の内部分化によってみずから権力化した上部指導層によって、意図された撫民政策の帰結と言わねばなりません。念仏の信によって曠劫多少の流転を離れ、民族の業繫からさえ解放され、現実とのきびしい対決を通して、たくましく生きぬこうとする門徒大衆のエネルギーを、いかにして体制の枠の中に眠りこませるかということに、指導層の関心と努力が集中されたのでした。「領家・地頭・名主のひがごとすればとて、百姓をまどわすことはそうらわぬぞかし」と真信心の正しいにない手を現実生きる民衆の上にあやまたず見さだめておられた、聖人の眼光のたしさを、あらためて確認させられる次第です。そして「仏法をばやぶるひとなし。仏法者のやぶるにたとえたるには、『師子の身中の虫の師子をくろうがごとし』とそうらえば、念仏者をば仏法者のやぶりさまたげそうらうなり。よくよくこころ

えたまうべし」という恐ろしいばかりの確言の、そのおりにふるまったのが、みずから仏法者をもって任ずる教団の指導層であったのです。

(同朋選書16 一五六〜一六一頁)

宮城領『真宗の基礎』

「諸寺の釈門、真仮の門戸を知らず」

(前略)特に私どもの教団の場合は、いわゆる「教団問題」ということばで呼ばれる問題が起こって、あらためて教団とは何かということが問われました。

そのなかでひとつ印象に残っておりますのは、西谷啓治先生がおっしゃった、「教団は火屋である」ということばでございます。火屋というのはランプやガス灯などの火をおおうガラス製の筒です。教団というのはその火屋みたいなものだという言い方をされました。つまり火屋がないとランプの火がすぐ風で消える。大事なのはその火なので、けれども、その火を守り伝えるという、その火を伝えていくためには火屋がないといっぺんに吹き消されてしまうと、火屋自身が自己を主張したら、おかしなことになると。「教団火屋説」という、そういうことで確かに西谷先生がおっしゃったことがございまして、非常に印象に残っております。

(中略)真なるものは常に仮という形においてしか表現されない。ただ、その表現されたものは常に自らの在り方を否定して真なるものへと心を振り向けていくということが大事なわけでございます。

諸寺の釈門はその仮なるものを真とし、自らを絶対的なものとして、自己の在り方を正当化する。そして限りなく世俗化していく、世間のものになっていくという意味をも

つことになるのでしょうか。そういう仮なるものが仮であることの自覚を失うときに、自己の正当化・絶対化ということが必ずそこに結果してくるのでございます。

(東本願寺出版部 一七八〜一八〇頁)

児玉暁洋『真宗と靖国—同朋社会の顕現』

「真宗」の私有化

かつて私達は「大谷家は教団を私有するな」とか言って、大谷家に向かってアピールをしたが、今はどうです。「大谷派は、真宗を私有するな」と。真宗は「大谷派」のものではないのです。もちろん「本願寺」のものでもない。無意識の内に、「大谷派」は真宗を私有化しておるのではないか。それがこういう表現になって現われているのではないか。

「真宗」は十方衆生に開かれている。「真宗」そのものが体制に妥協する、そんなことはない。「大谷派」が妥協したのです。「本願寺教団」がやったのです。もし、真宗がそうなら、救いようがないでしょう。われわれは、救われようがないですよ、これでは。「真宗大谷派」と称しながら、「真宗」に背いて「大谷派」というものがあつたということがあるからこそ、逆にまた教えを通して真宗が正しく本来の形に、いや「大谷派」が新しく真宗の教えを正しく表現するものとして歴史的、社会的現実の中で自己を革新する、そういうエネルギーが「真宗」そのものから来るのです。

「真宗・大谷派」

(前略)私は、はっきりと「真宗・大谷派」と言います。真宗の教えに依って生まれる教団は、無限の形をとり得るのです、原則としては。それが、たまたま、日本の歴史的、

社会的条件の中でつた一つの形にすぎないということですから。大谷派というものは。

そこに、「真宗」は「大谷派」の批判原理である。だから真宗大谷派は、単なる「大谷派」ではなくて、「真宗・大谷派」なるが故に自己自身の中に自己を批判する光をもっている、真宗として。それ故にまた、そこから、自己を変革する、教えに照らして、自己を変革する根拠もまた持っている。だから、この絶えざる緊張関係の中に「真宗」と「大谷派」はあるのだと言いたいです。

(北海道教区教化委員会 一四頁〜一五頁)

竹中智秀『浄土を本国としてこの世を生きる』

(前略)教団の歴史といっても、全部天皇制に関係するわけです。本願寺になるといつても、これは勅願所(注3)ということに公になったわけです。また、門跡になるというのも五摂家(注4)の九条家とか近衛家とかと猶子(注5)関係を結んで、初めて門跡になっていくわけですから、それは親鸞聖人の血脈(法脈)を否定して、天皇の血統を立てたということです。ですから、本願寺教団にとっては、天皇制というのはずっとタブーになってきたのです。

教団の中でタブーになっているのは浄土の問題と天皇制です。正面切つて問い切れていないのです。それでも最近はその都度その都度、天皇制は問うているわけです。たとえば天牌(注6)を下ろすとか、見真大師号(注7)を印した親鸞聖人の御絵像は下付しないとか、そういうことはその都度、言っているわけですが、正面切つては問うていないのです。

しかし今度は、皆さんも見られたと思いますが、「同和」の名称を変えるについて「具申書」が出て、それが真宗大谷派の機関紙『真宗』で公になったのです。あれは正面切

って天皇帝を問うたということです。これは教団では初めてのことで、同和の名称を改正して、もう用いないのだというの、これは正面切って天皇帝を問うたということです。

(注3) 勅願所……天皇の勅命によって国家鎮護・玉体安穩を祈願した社寺。

(注4) 五摂家……鎌倉時代以来の、摂政・関白に任せられる家柄。近衛・九条・二条・一条・鷹司の総称。

(注5) 猶子……兄弟・親戚、または他人の子を養って自分の子としたもの。名義だけのものと、世継ぎとするものもある(『広辞苑』)。今この場合は、名義上の親子関係ということである。(编者)

(注6) 天牌……天皇の宝称ならびに聖寿無窮を祈るため、本尊の脇に安置する牌。

(注7) 見真大師……明治天皇が親鸞聖人に付した諡。おくりな

(樹心社 二二三〜二二四頁)

竹中智秀『真実の国創り、ひび育い』

体質化している神国思想

(前略)だから靖国問題でも「同和」問題(注1)でも、神国思想が体質になっていますから、本当には見えません。しかしだからこそ、本願に帰して浄土を願生する者に成ったということは、同時にそういう問題をはつきりと「問題あり」と言い切っていくということです。そのことが法義相続ということなのです。

(注1)「同和」問題……二〇〇五年、真宗大谷派は「同和」という言葉を使わないことを決め、以後「解放運動」という言葉を使用している。

(樹心社 三二二〜三二四頁)

高田教区靖国問題研究班における「見真額」問題の学びから

靖国問題研究班副班長 藤島 直

①真宗大谷派宗憲前文には「わが宗門の至純なる伝統は、教法の象徴たる宗祖聖人の真影を帰依所として教法を聞信し、教法を生きる同朋によって保持されてきたのである」と明記されている。

「教法の象徴たる真影」の主、親鸞は朝廷より与えられた姓名を拒否して「非僧非俗」を宣言し、「愚禿」を姓として生き抜かれた人である。だとすれば、同じく「教法を生きる同朋」たる私たちもまた「愚禿」を姓として生きる身である。宗祖と同じ「愚禿」として、宗祖と同じ教法をともに生きているにもかかわらず、国家から与えられた「見真」の名を真影の上に掲げ続ける事は、教法に対する宗教的権威を超えた国家的権威の付与を私たちが認めた事を意味する。

つまり、このまま「見真額」が掲げ続けられるという事は、宗憲に示されるような「教法を聞信し、教法を生きる」生き方を教団自らが否定し、「国家が教法を認めたから、聞信することができる」という卑屈な信仰態度を証明し続けることになるといえる。

宗憲改正が行われた1981年、大師号の使用をやめ、「大師堂」という名称が「御影堂」に戻された。2001年には授与物の「見真大師」名称の使用が取りやめられている。御遠慮を迎えるに当たって、今「見真額」をおろせない理由がどこにあるだろうか。

②「見真額」に関する問題点は多岐に渡るが、(前述した観点から)最も私たちが憂慮しなければならない事は何か。それは、「見真額」を「本廟護持にかける悲願成就の象徴」や「宗門存続のために辛苦された」、「苦渋の選択」などといった言葉で飾ることではないだろうか。そして、ここに「見真額」問題と靖国問題の共通する装置をみいだすことができる。

明治政府の真宗教団に対する、ひいては国家の宗教に対する「取り込み工作の象徴」ともいえる「見真額」が、「悲願成就の象徴」云々と変換されて語られるとき、私たちは暗黙知の領域で宗祖すら英霊化し、真宗を超えた「国家」という別なる宗教の中に真宗を埋没させようとしているのではないだろうか。

その装置は、逆の立場すら、即ち近世の「大師号」をめぐる本願寺贈賄事件にはじまり、近代に入ってから両堂再建のために「大師号」を利用したこと等、教団から国家への「すり寄り工作」という負の事実すら、教団のために「仕方のないこと・必要だったこと」と安易に肯定させてしまう。ここに真宗門徒の「慚愧」の姿を見いだせるであろうか。私たち真宗門徒は、「見真額」問題を問い続けねばならない。